

平成16年6月25日
於：国土交通省4階特別会議室

独立行政法人評価委員会
自動車事故対策機構分科会（第3回）議事録

目 次

1. 開会の辞	1
1. 委員ご紹介	3
1. 資料説明・討議	
(1) 平成15年度財務諸表に関する意見について	4
(2) 長期借入金の償還計画に関する意見について	13
(3) 平成15年度業務実績報告について	14
(4) 平成15年度業務実績に関する評価について	25
1. 閉 会	43

開会の辞

事務局 若干定刻より前でございますが、本日、出席予定の先生方がお見えになりましたので、始めさせていただきますと思います。本日、後ほど山下分科会長に議事進行をお願いするまでの間、進行役を務めさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

それでは、ただいまから第3回独立行政法人評価委員会自動車事故対策機構分科会を開催させていただきます。

本日は、御多用中にもかかわらず、御出席いただきましてまことにありがとうございます。それでは、冒頭で恐縮でございますが、分科会の開催にあたりまして、自動車交通局長の峰久から一言ご挨拶を申し上げます。

峰久自動車交通局長 自動車交通局長の峰久でございます。

常日ごろ、自動車交通行政、国土交通行政につきまして、いろいろ御指導、御協力いただきましてどうもありがとうございます。本日は、本当にお忙しい中を、この分科会においていただきましてどうもありがとうございます。

委員の皆様方には、この自動車事故対策機構につきましては、設立以前から、中期目標でありますとか、中期計画につきまして御尽力をいただき、その間の御指導を賜ってきたわけでございます。おかげさまで、この自動車事故対策機構の初年度が無事終了しまして、本日、初めての財務諸表、業務実績について皆様方に見ていただいて、御評価、御意見をいただくということでございます。言うまでもございませんけれども、この評価の仕組み自体が、独立行政法人制度が有効に機能するかどうかというところのかぎとなる非常に重要な部分でございます。そういう意味でもよろしくお願ひしたいと思います。機構の成立から半年というちょっと特殊な当初の段階でございますので、そういう面で非常に難しい面もあるかと存じますけれども、機構の事業を的確に進めていくために、委員の皆様方

にいろいろ活発な御議論をいただきながら御指導をお願いしたいと思っております。簡単でございますけれども、ご挨拶させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

事務局 それでは、続きまして独立行政法人自動車事故対策機構の岩田理事長から一言ご挨拶をお願いいたします。

岩田理事長 今日、御審査いただく機構の岩田でございます。

本日は、まことに忙しい中、また暑い中、私どもにこういう機会を与えていただきましてありがとうございます。私どもの機構の実績につきましては、後ほど項目別に詳しく申し上げますが、職業運転者の運転特性、いわゆる運転のくせの診断とか、自動車の衝突実験によるアセスメントなどによる事故の未然防止と、一方で、事故によって被害にあわれた方々に対する先駆的な治療や介護、あるいは介護料の支給とか、遺児家庭の皆さんへの援護などを通じている援護業務の大別して2つをしているわけでございます。昨年の10月、新たに機構になってからの初めてのこういった機会、評価のための御審査であります。このような経験は今まで私個人としても、あるいは組織としてもなかったわけでありまして、一同、はらはら、どきどきしながら資料をつくり、緊張をしてみいました。一方で、考え方によっては、外部の先生方に自分らの努力、今までですと一人よがりになりがちだったとも思いますが、それらの結果を客観的に御判断いただける機会に恵まれたのかなと思って、そういう意味では大変幸せに思っている次第でございます。さて、昨年の10月の組織替え以来、私どもを取り巻く環境の変化、そしてそれらに対する我々の心構えが大きく変わったことといえば2つございまして、それは規制緩和に伴って、私どものお家芸であったと思っている適性診断業務、運転のくせの修正の業務でございますが、複数の民間の企業が参入してきたということでございます。その中にはとてもアグレッシブな経営で有名な運輸企業も含まれておりまして、そういった状態でございます。もう1つは、御承認を得た中期計画にありますような、自己収入比率目標という1つの目標が導入されまして、これが大変大きなインパクトを与えているということでございます。一部職員の中には将来を不安がる声も聞こえてくるほど、前者のアグレッシブな運輸企業の参入というのは心理的なインパクトが大きいものがあったわけですが、何よりこれらの参入者と伍し、または将来の課題を克服するためには、その心構えを受け身気分、何となくやられたとか、そういう気分払拭をするように心がけ、指導をしてみいました。受診者や受講者の方々を私どものお客様として強く認識する。いわゆる私どもがやっているのは客商売であるということを職員一同に徹底をさせまして、お客様の確保に努める。そのためには、もちろん講習、診断の内容の充実が再重点でございますが、それらに加えまして、お客様に気持ちよく受診や受講してもらえようという対面、電話の両面での丁寧な対応、それから、もちろん小ぎれいな身格好、身なり、それから事務所でちりが落ちているとか、たばこの吸殻が落ちている、あんまり最近はないのですが、そういうちりあくたが落ちているようなことは絶対ないようにということと、もう1つはやはりアクセス、お客様に来ていただくアクセスがいいということが重要なことでございまして、コストがかからないで、より便利で、駐車場のある場所などが見つかった場合には、事務所移転などをしております。以上の心構えにつきまして

は、職員の転入、転出などにより、元に戻る事が往々にしてございまして、常にこういうことについては必要性と申しますか、しつこく心がけていかなければならないと思っております。それから、先ほど申しました自己収支比率でございますが、支出面での徹底したむだの排除は当然でございますが、2カ月に一度ぐらいの頻度で、概算ながらも自己収支比率の中間チェックを行いました。これも組織として初めてではなかったかと思えます。それから、事業支所別の自己収支比率を作成します。全体でなくて、それぞれの事業所でどのぐらいの自己収支比率になっているのかということございまして、これを職員に開示することによりまして、収支意識の自覚を促してまいりました。それから、本年、2月に入ってからですが、機構全体の自己収支比率目標を達成するために、主な支所長を呼びまして、あと残された1、2カ月の間に達成できるかどうかということをチェックしまして、未受講者の受講促進、いわゆる欠席者、受講を申し込みながら欠席される方がおられるものですから、こういう方々にぜひ出席していただきたいということで叱咤激励をいたしまして、後で御説明申し上げますが、どうにか目標値の達成を確保することができました。一方で、私どもの業務としては、先に申し上げました事故被害者の遺児家庭の援護といった仕事がございます、このような業務にあっては、幾ら費用の削減が望まれていようと、りっぱな制度があっても、いわゆる仏つくって魂入れずということがないよう、介護料の受給資格のある方が知らなかったということで受領ができないなどの落ち度がないようにということで、その他いろいろありますが、職員の指導の徹底に努めてまいりました。ご挨拶申し上げますことは以上でございます。機構といたしましては、先ほど局長のお話にもございましたけれども、半年分の実績でございます。季節変動のあるものについては通年の、あるいは2年ごとの実績比較など説明にちょっとわかりにくいところもございます。よろしくお聞きとどめの上、御審査をいただければと存じております。ありがとうございました。

委員ご紹介

事務局 それでは、本日、御出席の先生方の御紹介につきましてですが、席上に配付しております配席図で御確認をお願いしたいと思います。本日、7名の委員のうち5名の委員の先生方に御出席をいただいております。坂井委員と中田委員については、御都合により欠席となっております。国土交通省独立行政法人評価委員会令7条に定められております会議の開催に必要な定足数を満たしておりますので、このことについて御報告をさせていただきます。

続きまして国土交通省からの出席者を紹介させていただきます。自動車交通局長、先ほどご挨拶いただきました峰久でございます。保障課長の増井でございます。保障課総括補佐の井上でございます。総務課安全対策室長の清谷でございます。

自動車事故対策機構からの出席者を御紹介いたします。今ほどご挨拶いただきました岩田理事長でございます。谷川理事でございます。上田理事でございます。小串理事でございます。

それでは、議事次第に従いまして議事を進行させていただきます。山下分科会

長にここからの進行をお願いしたいと思います。

委員 それでは、これ以後、私の方で進めさせていただきます。

本日は、お忙しい中を集まっていたいただきましてまことにありがとうございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

それでは、まず本日、配付しております資料につきまして、事務局より説明を受けたいと思います。

事務局 それでは、資料について御説明させていただきます。その前に、自動車交通局長の峰久でございますが、次の所用の都合で、ここで退席をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

それでは、お手元の資料について確認をさせていただきます。まず一番上に配席表がございます。1枚めくりますと委員の名簿、それから3枚目が分科会の議事次第がございます。1枚めくりますと資料の目次でございます。資料1貸借対照表と損益計算書でございます。資料2が償還計画の案でございます。資料3が平成15年度業務実績報告書、青いとじものでございます。資料4が平成15年度評価調書の案でございます。それから、参考資料ということでまとめてとめてございますが、参考資料1から6まででございます。御確認の上、足りないもの等ございましたら、お願いしたいと思います。

委員 よろしゅうございましょうか。

それでは、本日の会議の公開につきまして、事務局より若干御説明をいただいた上で、委員の皆様方の御了解を最初にいただきたいと思っております。事務局お願いいたします。

事務局 まず今回は、平成15年度業務実績に関する評価を行うということで、会議については非公開ということで取り扱いをさせていただきたいと思っております。資料につきましても、資料4は評価調書(案)でございますが、資料4につきましては非公開ということで、それ以外は公開ということにさせていただきたいと思っております。それから、本日、議題3に業務実績評価がございまして、その結果でございますけれども、後日、国土交通省独立行政法人評価委員会の木村委員長に報告、同意をいただいた後に最終的に確定をし、公表するということになっております。また、会議内容につきましては、議事要旨、議事録の2種類を作成して公表するということになっております。議事要旨は、主な意見について簡単にまとめて記載をするものでございます。議事録は、発言者名については委員とだけ書いて、詳細な議事内容をまとめたものでありまして、それを公表するということでございます。以上でございます。

委員 以上でよろしゅうございましょうか。

それでは、そういう扱いとすることを確認させていただきます。

資料説明・討議

(1) 平成15年度財務諸表に関する意見について

委員 それでは、最初に議題(1)の平成15年度財務諸表に関する意見につきまして、資料1、平成15年度財務諸表に基づきまして、自動車事故対策機構から説明をお願いいたします。

谷川理事 自動車事故対策機構の総務・経理担当理事の谷川でございます。平成15年度の財務諸表についてでございますが、最初に7ページを開けていただきますと、重要な会計方針というのがございます。このうちの幾つかを御紹介いたしますと、1番目に運営費交付金収益の計上基準とありますが、これは費用進行基準を採用しております。また、これに際しましては、まず業務収入を費用に充てまして、その差額に運営費交付金を充てるという形をとっております。3番目に退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準とありますが、当機構につきましては、運営費交付金で退職金の財源が措置されることになっておりますので、退職給与引当金は計上してございません。5番目に引当金の計上基準、貸倒引当金というのがあるわけですが、これは一般債権など3つに分類しまして、過去の回収実績率等を踏まえて、この貸倒引当金を計上してございます。最初に戻って、この財務諸表にも貸借対照表、損益計算書は載せてあるのですが、何ページかに分かれてちょっと見にくいものですから、同じ1円単位であります、1枚ものの貸借対照表と損益計算書を用意してございます。こちらの方を見ていただきたいのですが、まず貸借対照表の資産の部、左の方 流動資産で現金及び預金が44億8,500万円ほどございます。この内訳ですが、一番多いのは貸付用の資金のうち余裕資金というのですか、実際に貸出してない資金が35億円程度でございます。将来的には国にお返しするものでございます。それから、運営費交付金債務が右に9億円、負債の部で流動負債のところであるわけですが、この9億円のうち、ちょっとわかりづらいのですが、この流動資産の一番下に未収業務委託費還付額というのが3億ほどあるのですが、これを引いた6億を現金で持っております。それから未払金、預り補助金等3億ということで合計いたしますと、この44億8,500万円になる、現金、預金、ほとんど普通預金に16年3月31日現在ではしてございました。それから、ここのところの資産の部の貸付金というのが流動資産の下から4行目ほどにございますが、162億3,000万円ということでございますが、これは交通遺児等への貸付金でございまして、財務諸表、厚い方の10ページの(4)貸付金等の内訳と申しますか、3つに分類してございます。一般債権、貸倒懸念債権、破産債権等、それぞれに引当金を積んでおるということでございます。

この3つの分類のうち一般債権と貸倒懸念債権をここの流動資産の方に計上してありまして、必要な引当金を、マイナスで積んでおります。また、破産債権等につきましては、3の投資その他の資産のところの破産債権のところは4億1,000万円ほど計上してありまして、これは同額、引当金を積んでありまして、全部返ってこないことを想定しておるということでございます。それから、同じ貸借対照表の左の資産の固定資産につきましては、また財務諸表の方に戻っていただいて恐縮なんです、9ページに内訳明細がございまして、特に今期増額したものといたしまして、一番上に有形固定資産という大きい枠がございまして、その工具器具備品が7億ほど増加しておりますが、これは適性診断用機器を新たにリースで導入したことに伴うものでございます。それから、また、貸借対照表、1枚ものなんです、一番上の右の運営費交付金債務約9億でございます。これは国からいただきました運営費交付金を収益化したものの残りでございます。これにつきましては、また財務諸表の11ページを見ていただきたいのです

が、この一番上にございますけれども、国の方から49億ほど運営費交付金をいただいたのですが、そのうち40億を実際に使いまして、残り8億9,000万円ほどというのを、残っているものを右に計上しておるわけでございます。このお金は次年度に繰り越すこととしております。この9億の内訳は、給与引下げなどによる人件費の節約分が約1億7,000万円、業務運営の効率化や節約等によります物件費の節約分が5,000万円、業務経費の節約分が6億7,000万円というふうになっております。同じく負債の部の、固定負債でございますけれども、これは1つは、上の方に資産見返負債とございますが、運営費交付金で取得した資産などの見返りの分でございます。それから、長期借入金というのが173億9,000万円ございますが、これは財務諸表の方にも10ページに載っておるのですが、長期借入金の明細ということで、これは先ほどの交通遺児等貸付けに充てるために国から無利子でお借りしておるものでございまして、平成20年以降に順次償還が予定されております。これについてはまた別のところで借入金の償還計画というのがありますが、そこで説明させていただきます。それから、右下の資本の部、資本剰余金につきましては、これは資本金を構成しております旧センターから承継いたしました資産の除却分と、それから減価償却分をそれぞれマイナスで計上しております。それから、一番右下、繰越欠損金でございますけれども、今期は欠損金が、ここに書いてございますように1,670万円ほど発生しております。これは別に本当に損を出したということでございまして、旧センターから承継しました資産の中に、前払い費用、事務所の前払い借料でございますけれども、それとたな卸資産のうち、切手、印紙を現物で承継したというのがございまして、これは当年度機構の費用になったわけですが、それに見合う運営費交付金の収益化が会計処理上できないという御指摘がございましたために、これだけの欠損金が発生したということでございまして、これも会計基準上の取り扱いから生じたもので、業務運営から生じたものではないというふうに承知しております。続きまして損益計算書、同じく1枚ものでございます。右下に当期損失金として1,670万円、今の同じ数字でございまして、今、申し上げましたように、会計基準上の取り扱いから生じたものでございます。この損失金につきましてはですけども、財務諸表の5ページに取り扱い方針、損失の処理に関する書類(案)とありますが、次期繰越欠損金としてさせていただく予定でございます。これは主務大臣の承認が必要でございまして、承認が取れていないということで、まだ案が取れておりません。以上、概略貸借対照表と損益計算書の説明でございまして、財務諸表、こちらの方だけになります。4ページにキャッシュ・フロー計算書がございまして、資金期末残高が44億8,000万円ほどとなっております。これは先ほどの貸借対照表の現金・預金残高と同額でございます。それから、6ページの行政サービス実施コスト計算書でございますが、これは先ほどの損益計算書の費用に承継資産の減価償却費、それから、退職給付増加見込み額、政府出資及び政府からの借入金に関わる機会費用を加えたものとなっております。次にこの財務諸表の附属明細書と事業報告書というのがついておるのですが、これは説明を割愛させていただきます。この財務諸表では、決算報告書というのが22ページにございます。これは国の予算と同様に、収入と支出について記載してありまして、予算と決算

の違いを書いているわけですが、予算額と決算額の差、収入につきまして、施設整備費補助金が予算額よりも決算額が大幅な減となっております。これは備考に書いてございますけれども、千葉療護センターの工事をやっているのですが、これは住民への説明に時間をかりまして、工事の工期を繰り延べた結果、補助金を受けておりません。国の方で、補助金は次年度、16年度に繰り越されております。支出の方も同様に施設整備費でございますが、予算額に比べて決算額が大幅なダウンというふうになっております。それから、支出の方でございますが、人件費が1億7,000万円ほど減っております。これは先ほど申し上げましたように、役職員の給与を引き下げた結果、これだけ節約が生じたということでございます。業務経費につきましても、備考に書いてございますように、療護センターの運営委託費、介護料の支給が計画よりも実績が下回ったこと、業務の繰越や節約等に取り組みまして、これだけ10億、差額が生じておるということでございます。支出の一番下に借入償還金9,500万円予定しておったのですが、これは国の方で、当時、センターから機構に承継するにあたりまして、独立行政法人自動車事故対策機構法、個別法の規定に基づきまして、債権の返還の免除を受けることができたために、決算額は0となっております。以上が数字の説明でございますが、次の23ページ、24ページに監事の意見、監査法人の意見がございまして、いずれも適正に処理されている旨の意見をいただいております。以上でございます。

委員 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま御説明のありました平成15年度財務諸表につきまして御質問などございましたらお願いいたします。

委員 損益計算書の方なんですけれども、業務としては大きく2本の柱に分かれています。適性診断と、あとは事故にあわれた方の治療及びその家族の援護という2つ、特色も全然違うし、やっている内容も全然違うとは思いますが、この2つに分けたときに、それぞれの事業、損益的にどうなのかなというのをざっと知りたいのですが、正確な数字云々というのは要らないのですが、特に民間企業が参入してきたという話が前者の方にあつたので、そこからのからみで聞きたいのですが。

委員 そこはいかがでしょうか。

谷川理事 まずそういうふうに大きく2つに分けた数字を持ってないのですが、大きく2つに分けて、事故防止というのと、それから被害者保護というふうに2つに分かれているわけです。事故防止業務は、後でこちらの業務実績報告を見ていただければわかるのですが、これも3本柱に分かれています。1つが運行管理者講習、2番目が適性診断、3番目が自動車アセスメント、それから、被害者保護の方も、貸付業務、遺児等貸付、それから療護センター、これは病院を4つ委託して運営しております。もう1つ介護料、実際に重度後遺障害で寝ておられる方に対する介護料の支給ということでございます。実は業務収入がそのうちあるのは運行管理者講習と適性診断だけございまして、これも後で数字で出てくるのですが、経費の30%程度しか実は収入が上がっておらないという状況でございまして、基本的にほとんど、先ほど申しましたように、国からの交付金に頼って、一応収支とんとんできている。そういう実態でございます。

委員 プリミティブな質問で申しわけないのですが、そういうふうな事故防止の場合、では民間の企業はどうやって収入を得ているのか。税金が下りてこないわけでしょう。

小串理事 事故防止の方を担当している小串でございます。新しく昨年から今年にかけて入ってきたほかの民間企業、1つは自動車保険取扱団体さんでございます。もう1つは大手の物流業者さんでございます。1つは、自動車保険取扱団体さんは、適性診断等々を展開することによって、事故の件数が減ってくれば、今度保険料、払う方が減ってくるということで、自動車保険取扱団体さん全体の経営の中ではここで多少のコストをかけてでも全体の収支がよくなっていく。それから、同じような形で今、大手の物流業者さん、そこはかなりドライバーの数が多くおられますので、外へ出る金を、同じことをどうせやるわけですから、少なくしたいということで、まずは自分のところの従業員であるドライバーを自社の中で適性診断をやることによって、法的な義務を全部消化している。それと現在、他の参入の業者さんは、地域をある程度決めておられます。その大手の業者さんも、今、東京圏内でございますので、いわゆるお客さんがたくさん集中しているところで事業を展開しようとしていること。あと我々が今、つらいのは、北海道から沖縄まで各県に支所を置いて、それぞれの地域でお客さんといいますが、ドライバーの数が多いいところも少ないところも、あるいは離島を含めて事業を展開しておりますので、やはりその辺は単純に経営の効率だけを考えると非常に苦しいところがございます。よろしいでしょうか。

岩田理事長 補足させていただきます。2つありまして、大手の運輸企業の場合は、簡単に言いますと、東京だけで、たくさんの受講者がいるからということで、ちょうど能率のいいところだけを自分でやっている。こうすることで、お金2,200円を払うよりも、自分のところで一緒にやっってしまうということをやっています。だから企業の合理化だろう、今のところはそうです。それから、自動車保険取扱団体は、さっき言いました全体も頭にあるのでしょうけれども、それを私どもの保険に入ると、そういうのがただで適性診断をしますよという売りで、おまけで進出してきているという、ちょうどJAFと保険会社が、自動車が故障した場合、JAFでなくってうちの保険会社でやりますよというのと同じ考えで参入してきているのだと思います。

委員 よくわかりました。

しかし、それをつきつめていくと、もうそれに任せてもいいのではないですか。この事故対機構でする必要はないというふうに聞こえるのですが、何の違いをさせたりだとか、どうしてもこちらでなくてはいけないというのは何があるのかな。

岩田理事長 全部そういう自動車保険取扱団体等がやってくだされれば、私どもとしては困るのですが、競争上、そういうことで全部普及すればいいのですけれども、さっき担当の理事も言いましたように、ちょうど一番簡単なところを、お客さんがいっぱいおるところをやっているのと。もう1つは売りですから、自動車保険取扱団体の場合、全部の自動車保険取扱団体等がただでサービスしますよといったら、そのコストは必ず保険の料金の中に入っているわけです。だからそこでどこまで売りで通せるのかという問題があって、少なくとも全部に資本主義

の論理によって波及するということはないわけで、都合のいいところだけやっておられるというような状態であるわけです。

委員 例えば私どもの国立大学法人も、法人になって、授業料は今度は自己収入になったわけです。もちろんそんなのはごく一部で、やはり運営費交付金に相当するお金を国からいただいてしているので、これは収支が赤字か、黒字かというレベルの話とはちょっと違うと思うのです。だから独立行政法人というのは、そのいただいたお金でいかに効率的な仕事をするのかということと、その仕事が社会的にどういう意義を持っているかということの説明をいただいて、評価をして、次のお金をいくら出すかを判断するという、そういう流れの仕組みではないかなと思うのですが、大体そんな理解でよろしいのでしょうか。

ですから、その仕事をこの半年やってこられたことの評価を今、ここですることになるので、後ほど御説明をいただきます。

委員 後で事業報告を聞いてから質問した方がいいかと思っているのですが、今の委員の質問に関連して申しますと、1つ素朴な質問ですが、マーケットシェア、つまりお客さんの取り合いをするわけですね。この対策機構としては、従来は100%あったのですが、競争相手が出たことによって何割ぐらい減ったという認識をしていらっしゃるか1つ知りたい。

そして先ほどご挨拶をいただきましたね、岩田理事長と峰久局長から。私は急いでメモを取ったのですが、もう一遍ゆっくり読み直してみても、ここにいただいている機構さんの公開されているパンフレットがありますね。この冒頭に書いていらっしゃる、ちょっと挨拶を聞いてあれと思ったので、もう一度読み直してみたら、やはり書いてある、すごくうれを感じたのです。どういうことかといったら、今、たまたま質問に対する回答の中で、民間企業はという主語の中で、保険給付だったかな、保険会社の場合は事故件数が減ればという非常にだれでもわかる目標を保険企業は掲げているという趣旨のお話を御披露してくださいましたけれども、きょう、冒頭からこの時間に至るまで、局長も、理事長も、ご挨拶の中では、非常に細かい床にたばこの吸殻が落ちていたなどなど言われたけれども、肝心かなめの事故件数を減らすという大事なことを全然おっしゃらなかったのですね。私はそれをちょっと奇異にというか、不思議に思っています、この5月でしたか、警察庁のWebが公開されています。私は、非常に細かく見まして、それをまとめて、あるところで公開して講演したら、たまたまマスコミの方がおられて、それだけで取材されたのです。近々ある雑誌に出ますが、どうしてこんなことで取材するのかと聞きました。取材で私が言ったことは、交通事故の死者は減っている、去年1年間に約600人ぐらい、7,702名と。けれども事故件数と負傷者数は史上最悪で、年率1.数%の比率でどんどん増えています。過去に一度ピークがありまして、とっくにそれを追い抜いてしまって、負傷者数は四捨五入すれば120万人ぐらいです。件数も97~98万件で、大ざっぱに100万件ぐらい、それも人身事故だけです。警察の関係者に伺いますと、物損を入れるとその約3倍はあるというのですから、ざっと400万件ぐらい日本で交通事故が起こっているのです。全然減ってないのですね。

そうすると、こういう対策機構という機構があって、すごいお金を使って努力してくださっているわけですがけれども、一体どこで有効だったのかという、すご

く素朴な、小学生でも理解できるパフォーマンスといいますか、費用対効果の疑問にぶつかるのですね。だからそのところに焦点を絞ってくださらないと、あらゆる努力がちょっとずれるのではないかという気がしたのです。

お話を伺っていると、事故をとらえて、事故前と事故後ということで、この機構の業務が構成されていますが、救済と事故防止、だから事故防止で有効だったならば事故件数が減ったはずだというふうにいえますね。できたら目標の中に、おれたちが頑張って事故を減らすというふうに公言してほしいのです。小泉首相が10年間で死者数を半減すると国会の施政方針演説で申しましたね。ですからこういう機構がもっと各論的に言ってほしいのですけれども、そのためにお金を使う、人材も投入するし、億単位で機材も使うというのならみんな納得すると思うのです。その辺がちょっと見えない。後で聞けば見えるのかもしれないけれども、少なくともご挨拶を聞いている限りではちょっとずれているような気がいたしましたけれども、その辺いかがですか。

委員 機構のほうで何かございますでしょうか。

小串理事 最初の御質問は、マーケットシェアがどのくらい食われているかというところで、今、新規参入の方がやっておられるのは適性診断の中でも義務診断という、またその中の初任診断と適齢診断、いわゆる65歳以上の方の高齢者の診断と、それから、はじめてその会社に雇用されて、はじめてその会社に雇用されたときに受ける初任診断というところで、今、対象としているところがまだまだ少ないので、数字的にはインパクトが非常に感じられるというところまでできておりません。まだ統計的にしっかり取れてないのですけれども、物流会社さんのところは、この3月のあたりで、かなり大きな規模の数字を、社内の方ですけれども、やられたようだという情報が入っています。多分その辺が、従来うちに来ていたのが来なくなるであろうということで、まだ、物流会社さんも、自分のところの従業員を対象にしている段階で、それ以外の外部のお客さんを取り込んでいるというところまではまだいっておりませんので、これからはやはりその辺が非常に厳しい状況を迎えてくる。

委員 まだ数字的には見えない。

小串理事 まだ見えておりません。非常に厳しいところにぶつかってくると思います。

岩田理事長 全体の事故対策に占める我々の役割、それから、2つあげて、死亡事故がなぜ減ったとか、あるいは経済効果がどうかというあれですが、総理が言われたのは、交通安全対策会議でございまして、これはいろんなところが交通安全というのをやっているわけです。だから警察の法規、取り締まり、それから国土交通省でやっておられる自動車の車体の強化、人身事故の軽減とか、国土交通省でこれも同じにやっておられる道路構造の問題、それから、もう1つは文部省や国土交通省でも、総理府でもやっておられますが、教育、そういったものも全部の塊で、それを全部総動員して、総理が10年後に死亡事故を半減しよう、こうおっしゃっておるわけです。したがって、私どもの役割として、その中でどのような役割を果たすかということなんですが、1つは、これも自動車の運行管理、酔っぱらい運転とかいうのが出てきます。そういう運行管理の面でたくさん問題点を指摘させていただいて、あるいは先ほど来の適性診断を通じて減らして

いく。それからもう1つは自動車の車体構造、これは国道交通省さんが保安基準を決めているのですけれども、衝突実験によって、強固な自動車、それは乗っている人には強固、そして対人関係にはやさしいという自動車がどんどん普及するように衝突実験をやっています。そういったことを総合して総理が言っておられるわけございまして、最近の発表ですと、警察庁は酔っぱらい運転の取り締まりをやったから7,702人まで減ったというのですが、私自身は、そこは水かけ論になってしまうのですが、自動車の車体構造が随分よくなったのが大きな寄与をしているのではないかと考えております。それからもう1つ、先生が言った事故が減ってないではないか、こういうことなんですが、これはどうして事故が減らないのか、死亡事故は減っているのですけれども、それはちょっと私ども今、疑問に思っています、いろんなところでデータの分析をしているところと、もう1回、伺っていきこうかなと考えております。どこが足りないのかということですね。それでその中で適性診断がどのような役割があるんだ、こういうことなんですが、適性診断につきましては、費用対効果が大変計算が難しいのですが、3年ぐらい前に、適性診断を受けているドライバーと、受けてないドライバーでどのぐらい事故率が違うのか。その差が経済計算するとどのぐらいなのかという試算をして、私どもは、適性診断をやっていることによって事故が減って、結果として毎年1,000億円ぐらい経済効果があるのです。こういうデータを出して世に訴えました。そういうことでやっているのですが、ところが保険会社の方から反論がありまして、適性診断をきちんと受けるような人はそもそも善良なドライバーなんで、もちろん適性診断の価値を否定するのではないけれども、その計算はもう少し精密化すべきであるという反論がありまして、その後、いろいろ試算をしているのですけれども、どうももう1つ、これだけの経済効果があるという打ち出しを内々には持っているのですけれども、データがない、研究中であるということでございます。以上でございます。

委員 委員、委員の御質問は、この機構の本質に関わることで大変重要なことですが、これは中期目標の設定のときにもやはりこのような議論をさせていただきまして、それを踏まえて一応中期目標が設定されて、本日はその中期目標のうちのこの1年度についてどういう達成度が得られたかという評価をするということが主眼でございます。後ほどの業務に関する御報告とその評価の中で今、おっしゃったような点もさらに御議論いただくことは可能かと思えます。一応現在の議題が財務諸表に関する検討ということでございますので、その点に限って何かございますでしょうか。

委員、いかがでしょうか。

委員 前もって御説明いただき、あるいは見せていただきましたけれども、特に適正な財務諸表をつくられているというような意味合いにおきましては、監事さん、あるいは会計監査人ともに適法、適正であるというふうなことで御意見をいただいているわけで、私の方でも特に問題にするようなことはないのではないかと思います。

ただ、若干気になるのは、これは10ページのたな卸資産の明細のところにありますとおり、郵券印紙、印紙はこれぐらいあっていいのかもしれないのですけれども、切手が期首残高、期末残高ともかなりのボリュームになっていると

ということで、この辺のところはちょっとタイミングの問題も当然あるのだろうと思いますけれども、多いかなという気がいたしますけれども、そのほかは特に問題ないと思います。

委員 ほかにいかがでしょうか。

それでは、この平成15年度財務諸表に関する意見につきましては、何か国土交通大臣に対して意見を述べるということが制度的に可能になっているということでございますが、この財務諸表に関しましては、どういたしましょうか。

今の委員からいただいたコメントにつきましても、これは大臣に対する意見ではなくて、法人に対するコメントということで処理することも可能なわけでございますが、この程度のことであれば、後者の方でもよろしゅうございましょうか。

委員 大臣に対しては意見なしという取り扱いになるのかなと私個人としては思いますけれども。

委員 一応問題と思っていないのですけれども、私も事前に説明を受けたときに、ただ、不思議に思ったので申しておきますと、例の貸付金ですか、交通遺児に対する。通俗的言い方をすると不良債権ですね。ランクづけができるという話も伺いました。Aランク、Bランク、Cランク、つまり絶対未回収、回収不能である。それからある程度Bはファジーゾーンで、こちらの働きかけいかんによっては相手が心を動かして返していただける。Aは問題なく予定どおりといたしますか。私が気になったのはBゾーンの人たちが大体全体のどれぐらいの比率で、特にCになってしまったのは、公金といいますか、税金を使っての話だから、私個人としては理解できたのですね、そのプロセスは。けれども、簡潔明瞭に一般国民からもし聞かれたとき、きちっと答えられるように、なぜそうなったかとか、交通遺児になられたんだけれども、将来働いて返すという約束だったのが、事実上できなくなってしまう人がかなりの数いらっしゃるというふうに伺ったのですけれども、そういう話を聞いて、総論的に理解をしているのですけれども、その辺はその程度の説明で一般の人でも大丈夫なのですかというぐらいちょっと伺いたい。

谷川理事 財務諸表の10ページの(4)貸付金等に対する貸倒引当金の明細というのがございますけれども、A、B、Cとおっしゃったのは、多分この一般債権、貸倒懸念債権、破産債権等のことだろうと思いますが、これも内訳をパーセンテージで示してないのですが、期末残高としまして、一般債権が123億、それから、貸倒懸念債権が39億、まず返ってこないだろうと思われる破産債権等が4億という状況でございますので、ほとんどは一般債権であるということと理解してよろしいかと思えます。

委員 委員、この種の会計基準に従って一般的に行われているところによると理解しておけばよろしいわけですね。

谷川理事 本当に破産債権で苦しいというのは、本人が死亡したとか、それから、破産した、本人及び保護者が破産したとか、そういうのが大体破産債権等に分類しているところでございます。本当に財産がなくて返し終わらない。もともと生活保護家庭等に対する貸付でございますので、本来、出世払いで返していただくのはいいのですが、出世できなくなったという方もおられるということでご

ざいます。

委員 単純に貸倒がなければいいという話でもなさそうで、そのところの考慮かと思えます。

それでは、今、出ましたようなことを、この機構に対するコメントということで整理させていただきまして、この件は処理させていただいてよろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。

(2) 長期借入金の償還計画に関する意見について

委員 それでは次の議題(2)の長期借入金の償還計画に関する意見についてでございます。

まず資料2の償還計画(案)に基づきまして、自動車事故対策機構から御説明をお願いいたします。

谷川理事 資料2でございますが、政府から借りておるお金がここに書いてございますように約174億ということございまして、先ほどの貸借対照表にも同じ数字が載っているところでございます。これは政府から借り入れて30年据え置きの一括償還というのが条件になっております。今、借り入れておるお金で返さなければならないのは、一番古いのは昭和52年の4月にお借りしたもので、一番上の表に書いてございますが、それを平成20年から順次返していくということございまして、一番最後に借りておるのが一番下で平成9年でございます、この分を返し終わるのが平成40年ということでございます。ちょうど20年間ということでございます。

委員 ありがとうございます。

それでは、ただいまの償還計画案について御質問などございましたらお願いいたします。

委員 この償還の計画というところの数字のでこぼだとかは、これはどういう理由によるのですか。

谷川理事 借入した年度に、遺児等の貸付が何件ぐらい増加するかを推定し、当該年度に必要な貸付額に不足する分を国から無利子で借入したものであり、毎年度借入額は変動しております。また、返済も一部の借入金を除き30年据え置きで一括返済となっており、原則として借入額と同額を30年後に返済することになります。償還計画の19年度のもの除いて20年度から39年度までは、真ん中の欄の数字で償還金額ですけれども、これは実際に30年前に国から借りた金額でございます。これは政府から無利子で借りております。ですから利息をつけなくて返すということでございます。それから一番上のところ、端数が出ておりますね、これは単位円ですから2億3,345万円、これは、もともと借りた金額は丸い数字なんですけれども、昨年、センターから機構に承継したときに、不良債権を償却しまして、政府からの借入金の一部を免除していただきまして、この数字が出ております。これは償還で整理するというところで、基本的にはその年度に借りた金額ということです。

委員 経営的にだとか、受給とかいわれても、実際はお金が下りてくるわけだ

から、それは難しいとしても、早めにたくさん返そうとかいうのではないのですね。

谷川理事 単純に30年据え置きの一括償還ということで、31年目の年度末に返すことにしております。このお金自体は今、現金預金で35億円持っておりますが、今後、交通遺児等への貸付金の原資として必要であります、償還には、交通遺児家庭から返ってくる返還金も充てることとしておりますので、このような償還計画になっております。

委員 一応こういう長期的な計画を立てて処理していこうということで、関係の方面もこれは了解されているのだらうと思いますが、いかがでしょうか。

特にございませんようでしたら、この長期借入金の償還計画案につきましては、特に国土交通大臣に対する意見なしということで、よろしゅうございましょうか。

それでは、そういうことで処理させていただきます。

(3) 平成15年度業務実績報告について

委員 それでは、引き続きまして議題(3)の平成15年度業務実績に関する評価に進ませさせていただきます。

まず評価の進め方につきまして事務局から御説明をお願いいたします。

事務局 それでは、評価の進め方について説明をさせていただきます。評価の方法につきましては、お手元に配付してございます参考資料の1でございますが、国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針というのが出ておりますので、それに基づいて行われることとなります。基本方針によりますと、資料3の平成15年度業務実績報告書の内容をもとに、業務運営評価、自主改善努力評価を行い、最後に総合評価を行うこととされております。業務運営評価につきましては、個別の項目ごとに中期計画の達成に向けた着実な実施状況にあると認められるかどうかを認定していくこととなります。手順としては、まず自動車事故対策機構が業務実績報告書を説明した後、自動車事故対策機構の方には退席をお願いしまして、先生方に平成15年度業務実績評価調書の各項目ごとに審議していくということにさせていただきたいと考えております。以上でございます。

委員 ありがとうございます。

それでは、以上の方法に従いまして、これから評価という作業を進めてまいりたいと思います。

まず資料3の平成15年度業務実績報告書につきまして機構より説明をお願いいたします。なお、質疑につきましては、特に問題がなければ、機構の御説明の終了後に時間をとりたいと思いますので、委員の皆様方にはその点、お含みおきいただければと思います。

それでは、お願いします。

谷川理事 当機構の平成15年10月1日から16年3月31日までの業務報告について説明させていただきます。平成15年度の業務につきましては、国土交通大臣から指示された中期目標を実現するため、当機構が策定しまして、大臣から認可いただいた中期計画が4年度、実際には3年半なんです、円滑に達成

できるよう段階的に目標達成を目指して策定いたしました年度計画に基づき実施したものであります。この業務実績報告書は、中期計画、年度計画で定めた項目ごとに業績評価に関する基本方針に沿ってまとめさせていただいております。年度計画において数値計画を設定した項目がございますが、これにつきましても実質的にすべての項目におきまして、数値目標を設定していない項目につきましても、一部は16年度に繰り越した部分がございますが、ほぼ実施できたと考えております。それでは、実績の内容を中心に最初の方から説明させていただきます。この実績のところは、黄色の網かけのところが大體実績でございます。それで最初に業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置という大きな項目がございます。その1ページ目、(1)組織運営の効率化ということでございます。一番下に黄色いところがございますけれども、やったことはマネージャー制導入について、委員会において、現行の組織運営についての分析を行って、それで実際に試行的ではございますが、本部の管理部門において導入をしておるところでございます。次に4ページでございます。実績といたしまして、産業カウンセラーの資格取得者を全国に77名配置しております。それから、職員の能力・実績をより適正に評価するシステムを導入するために、現在の機構の勤務の評価方法等について分析を行っております。続けて6ページでございます。今までは組織の運営の効率化でしたが、これからは業務運営の効率化ということで、各業務ごとに述べてまいります。最初に指導講習業務でございます。7ページの黄色のところでございますが、職員に対しまして、専任講師が行う講習を職員ができるようになるよう、研修を実施しております。この7ページの黄色の中の上から2つ目の丸に書いてございますけれども、残念ながら内部研修を10人に対して実施したのですけれども、10名のうち3名につきましては、業務多忙により都合がつかないところがございます。一部課程を修了できなかったのですけれども、既に16年度当初に残りの研修を実施して資格を取得しておりますので、中期計画における業務経費削減計画に支障は生じないこととなっております。それから、9ページでございます。これも黄色いところでございますが、業務の効率化を図るため、汎用ソフトを活用した全国統一の受講者管理システムのプログラムを策定しまして、受講者データの入力作業を完了しております。それから、11ページ、これも黄色いところでございますが、講習の会場について、北海道と東京の両管内におきまして、それぞれ2会場を1会場、ですから4会場を2会場ということですが、集約化を実施しまして、講習経費を削減しております。約48万円の削減ということでございます。それから、次に13ページの黄色いところでございますが、少人数受講者参加型のグループ討議等の充実した講習を実施したり、講習回数を増加したことによる利便性の向上や、受講義務のある方等に講習案内を積極的に送付するなどによって受講者をふやしまして、手数料収入を2,300万円、5.2%増加させております。その結果、14ページですけれども、同じことが書いてありますが、自己収入につきましても0.5ポイント向上させまして、33.2%ということで向上させております。それから、15ページからは適性診断業務でございます。16ページの黄色いところで書いてございますけれども、専門委員の行う助言指導を職員が行えるよう研修を実施しております。これにつきましては、20人の計画を25人にさらに増強して実

施しております。それで効果としての経費の削減につきましては、平成18年度にずれ込むのですが、実施する計画としております。17ページに黄色いところがございまして、統計業務につきましてオンライン化しまして、業務の効率化を図っております。18ページで業務実態について分析を行っております。それから、19ページ、ここでも収入増でございますけれども、受診者をふやしまして、約1億1,900万円自己収入を増加させております。パーセンテージとしては12.9%増と いうことでございます。続いて20ページですけれども、この自己収入比率でございますが、3.8ポイント向上 させまして33.9%ということになっております。21ページからは被害者援護ということでございまして、1つは療護センター、病院の関係でございますけれども、21ページの黄色いところ、下の方にございますけれども、療護センターの医療水準、コスト水準等につきまして、当機構の外部評価委員会、タスクフォースとっておりますが、そこで外部評価を実施していただきまして、その結果をホームページで公表しております。それから、23ページですけれども、療護センターの経費を削減するというところで、運営委託を行っております4療護センターの経費分析を行い、適正な医療水準を確保しつつ、運営経費の節減を行いまして、24ページにまいりますが、黄色のところの下の方でございますけれども、認可法人時の最終年度(平成14年度)より6%(補正值1%)とありますが、運営経費を削減した。表面上の数字としては6%、運営経費を削減しておるのですが、ちょっと補正する必要がありまして、これは何かといいますが、一番下に注が書いてございますが、15年度については、看護師の採用が困難であったことなどの要因によりまして、実績経費が特別に低くなっているもので、それを勘案して補正しまして、実際は1%削減ということでございます。次に26ページ、介護料の支給でございます。ここも黄色いところでございますけれども、東京主管支所におきまして、支給額積算業務の電子データ化を試行的に実施しまして処理期間の短縮を図っております。続いて28ページ、交通遺児等の支援業務でございます。左の方で、債権回収率は90.2%を確保しております。また、右の方の一番上、回収経費の削減実績ですが、15年度は14年度に比べて11%、経費を削減しているところでございます。また、同じページに書いてございますが、債権管理規程をつくりまして、個別債権の状況に応じた統一的な債権回収方法をマニュアル化しておるところでございます。続きまして30ページ、ここでも例の3分類の債権についてそれぞれの貸付債権の実際、どれぐらい評価するかという評価率を債権ごとにこのパーセンテージをかけて評価してございまして、引当金を引き当てているわけでございますが、こういう適切な評価を行っておるところで、その結果、27億円を引当金として計上しておるということでございます。続きまして32ページ、情報提供業務、いわゆる自動車アセスメントの情報提供業務でございます。32ページの下の方の黄色いところでございます。5種類の試験を行っておるわけですが、ブレーキ試験費を除く4種類の試験費については試験実施費を削減できております。ブレーキ試験費の削減につきましては、削減項目がそれぞれ類似しておる衝突試験における見直しを優先したことから、平成16年度に削減を実施することとしておりますけれども、最終年度においては中期計画を達成する計画としております。続きまして34ページでございます。これは一般管理費について最終年

度で10%削減するという計画になっております。このために右の35ページに一般管理費の物件費、人件費の節約についてと書いてございますが、今後、事務所借料の節減、将来を見据えた計画的な人員削減などを行うこととし、また、全役職員の給与の一律引下げを平成16年4月から実施しております。それから、36ページからは大きな2番、サービスの向上というパラグラフでございます。指導講習ですけれども、これも36ページの黄色いところでございますが、これは旅客・貨物別運行管理体制の相違に応じた「業態別講習」、あるいは出張講習などを実施しまして講習回数を増加しておるところでございます。36ページ、37ページの黄色いところあたりはそういうことになっています。38ページでございますけれども、ここも黄色いところで、少人数受講者参加型の講習、運行管理改善手法を導入した講習、視聴覚機器を用いた講習を実施しております。最近の特記事項といたしましては、39ページにございますが、睡眠時無呼吸症候群や飲酒運転、そういうものを講習においてもとらえており、啓発するような内容の講習をやっております。続きまして40ページでございます。この黄色いところですが、事故防止の相談窓口を本部と9カ所の主管支所、それから沖縄支所の全部で11カ所に相談窓口を設置しております。それから、黄色い中の2つ目の丸ですが、東京と高松の貨物運送事業者さん2社に対しましてコンサルティングを試行的に実施しております。それから、次、44ページ、45ページに飛びますが、受講者、事業者に対しまして調査を実施しまして、そのニーズを踏まえた講習回数の増回箇所や、視聴覚教材を導入した講習の実施等を16年度計画に反映しております。46ページですが、アンケート調査を実施いたしましたところ、プレ調査3.84に対しまして、5段階評価でございますが、本調査4.1ということで、プレ調査以上の評価を得ております。それから、50ページ、ここから適性診断にまいりますが、51ページの黄色いところでございますが、新しい自動視野測定器を全主管支所に導入してございます。それから、52ページ、貸出用自動診断機器も導入してございます。これも全支所、各1台、50台でございます。53ページ、アイカメラ・シミュレータを現在、開発しておるわけですが、この効果検証のための試作品の開発や、データ収集の実験を行っております。続きまして54ページでございますが、黄色いところにありますように、テスト結果を電算処理をするシステムの関係の助言内容を業態別に記述することとしまして、現在の23種から216種類へ増強しております。56ページですけれども、全カウンセリング担当職員に対しまして、診断技法の研修を実施しております。また、適性診断活用講座の実施に向けて実施マニュアルを策定してございます。次に58ページですけれども、これも最初に申し上げました産業カウンセラー資格の取得ですが、担当者109人のうち71%にあたる77人が資格を取得してございます。59ページの黄色いところでございますが、診断結果を解析して、いろんな業態別とか事業者別に出力可能なシステムを構築してございます。61ページ、受診者、事業者に対しまして、こういう調査を実施いたしまして、ニーズを踏まえまして、貸出用診断機器のどこを優先的に配置するか、インターネット予約システムをどういうふうに導入していくかなどを16年度計画に反映しております。62ページもそうです。63ページもアンケート調査ですけれども、前年度に比べて0.3ポイント向上してございます。ち

よっと飛びまして68ページからは重度後遺障害者に対する援護、まず療護センターです。68ページの黄色いところですが、各療護センターにおきましては、高度な治療、それから質の高い看護を行うということで、平成15年度下期では8名の方、全体では16名の方を脱却させてございます。69ページですけれども、入退院プロセスの構築を図るために、各療護センターにおける現状調査を実施しております。それから、70ページですけれども、千葉療護センターの増床工事を行っておりますけれども、17年度の開業に向けて引き続き工事を行っているところでございます。71ページですけれども、東北と中部では、現在、短期入院の受入れを行っておりますところでございます。72ページ、岡山につきましても、今年度短期入院の受入れを実施すべく現在、準備を進めているところでございます。73ページ、これも黄色いところでございますが、各療護センターのメディカル・ソーシャルワーカーは、患者家族に対して、ここに書いてあるような支援を行っておりますところでございます。1枚めくっていただいて74ページですけれども、「介護だより」というのを当機構で発行しております、そこに療護センターの看護師さんなんかがこの方法を紹介したりしていただいております。75ページですが、これは研究発表ということでございますが、地元大学等と連携いたしまして、平成15年度下期は日本脳神経外科学会におきまして、ここに書いてございます9件の研究成果の発表を行っておりますところでございます。それから、76ページですけれども、短期入院協力病院、これは国土交通省の方で選定されておる病院でございますが、こちらへの実務研修を岡山で1回3名、千葉で2回7名、実施してございます。77ページですけれども、地域医療への貢献といたしまして、高度先進医療機器を活用した外部検査を平成15年度下期だけですが、4,787件実施しております。78ページからは介護料支給業務でございますけれども、黄色いところでございますが、3,570人の方に対しまして23億3,100万円支給しておりますところでございます。また、79ページの右の上の黄色いところで、短期入院の費用助成につきましては278人の方に対しまして800万円助成してございます。80ページですけれども、下の方の黄色いところにありますように、主管支所におきまして介護相談窓口を開設いたしまして、介護相談を1,848件実施しております。81ページですが、上の方では、先ほど言いました「介護だより」をどのように発行しているかということでございます。81ページの下で、家族の評価度では0.15ポイント上昇ということで、高い評価を得ておると思います。83ページから交通遺児等に対する支援でございますけれども、黄色いところで1,751名の方に対しまして4億3,300万円貸付を実施しております。また、84ページですけれども、友の会の集いを実施し、全国的に大体各支所で1回、実施しておりますところでございます。友の会の会員の評価度は85ページの右上の方にございますけれども、3.95ということで、これも0.17ポイント上昇してございます。86ページからは援護関係の広報業務でございます、理事長から最初にお話がありましたように、介護料支給や交通遺児等貸付について知らないことがないように、これだけパンフレットやポスターを関係のところへ送付して周知、広報をやっておるところでございます。89ページからは自賠責制度についての周知宣伝業務でございますけれども、これもポスター等を配布するとともに、東京及び全国にお

きましていろいろイベント等がありますときには出展をして周知徹底を図っております。92ページからは自動車アセスメントでございます。92ページ、黄色いところですが、安全性の改善率につきましては1.2%の改善が図られております。それから、94ページはパンフレットの配布箇所数でございます。95ページ右下でユーザーの評価度ですけれども、3.58から3.81へ0.23ポイント向上してございます。次は97ページでございます。一番上に書いてございますが、歩行者被害の軽減を促進するための歩行者頭部保護性能アセスメント情報の提供を新たに平成15年度から開始してございます。また、外国における側面衝突試験方法の調査を行っております。国内では車両相互間、あるいは車両の単独事故、形態ごとの衝突部位や部位別の死傷率などの分析を行いまして、アセスメント対象車両における事故状況の経年変化を調査してございます。99ページですけれども、黄色いところでございますが、総合評価対象車種の実事故データ、約3万5,000件について評価結果と死亡重傷率との相関関係について調査研究を行いましたところ、やはり評価の数が多いほど、評価が高いほど死亡重傷率が低いという関係があることがわかっております。102ページに飛びます。黄色いところですが、海外のアセスメント関係専門家と意見交換を行いまして、知見の蓄積を行っているところでございます。104ページですが、これも先ほど言いました自動車事故対策機構の外部の評価委員、タスクフォースによりまして外部評価を実施しまして、その結果をホームページで公表しているところでございます。以上が業務実績報告でございます。105ページから以下は予算、収支計画及び資金計画でございます。108ページでございますけれども、先ほどの財務諸表の収支決算書でも御説明いたしましたけれども、予算と予算の計画、実績に、人件費ですとか、介護料とか、千葉療護センターの工事が繰り延べされたことによりまして差異が生じております。109ページ、短期借入金の限度額ですが、短期借入金の実績はございません。110ページ、重要な財産の譲り渡し、また担保にする計画も該当はありません。111ページ、剰余金の使途も15年度は該当ございません。それから、施設の関係ですが、千葉療護センターの改築工事を行っておるところでございます。これも財務諸表で御説明しましたように、工事の実施が遅れておりますが、予定どおり完了する予定でございます。114ページ、人事に関する計画につきましては、研修を実施しまして、カウンセリング講師の育成を図っているところでございます。また、職員数は期初の職員数を維持することとしております。これは平成15年度の期初の職員数ということでございます。116ページから自主改善努力評価に関する事項が、中期計画にない事項ということでございますが、一応書いてございます。もうほとんど実は中期計画に書き込んでおりますので、こういう御報告ぐらいしかございませんが、4件ほど自主努力評価を紹介させていただきます。以上、平成15年度の実績報告でございます。

委員 ありがとうございます。

それでは、ただいまの業務実績報告書についての御説明につきまして、どの点からでも御質問がございましたらどうぞ。

委員 どうも丁寧な御説明ありがとうございました。

したがってといたしますか、ずっと伺ったのですけれども、機構様として、3つ

でいいと思うのです。自慢できる。これは絶対に機構としてはセールスポイント、去年の10月以降半年間で、ぜひこれは社会にも、この委員の我々にもちゃんと認識していただきたいとおっしゃるやつ3つと、実はちょっといろいろと忸怩たるものがある、あんまり責めてほしくないといいますが、ちょっとお手やわらかにいうやつ、それぞれ3つずつ紹介していただけますか。

委員 どうでしょうか。

自己評価をしていくとすると、3つとおっしゃいましたけれども、ともかくこういう点は達成度が非常に高いと考えているが、こういう点はいまひとつだったという、それぞれ自己評価というものがあるのではないかと思います、いかがでしょうか。

岩田理事長 形式というか、数字の問題が1つあるのですが、この数字も甘いか辛いかという問題がありますが、半年の間でしたけれども、与えられた数字につきましても、例えば自己収支率とか、満足度とか、アンケート調査だとか、いろいろありますが、これは簡単にできたわけではなくて、先生方から見ると「なんだ」とおっしゃるかもしれませんけれども、機構として、今まで全くそういう概念がないところから半年で出発したものですから、数字はできたなという気がいたしております。

それからもう1つは意識なんです、実は私どものところは、事業者さんが、あるいは患者の方が全国的にちらばっているものですから、もちろん東京とか大阪は多いのですが、非常に薄い組織といいますが、人数が340人ですが、それが全国にちらばらざるを得ないということがございます。その人間を年中呼んでいるわけにはいかないものですから、業務があるものですから、その人間をこれからは要するにのんびんだらりとやっているとう仕事なくなるというか、業務は継続する必要がなくなるということになるということと、お金を考えながらやらなければいけないよということで、意識を統一をさせることができたのではないかと。

例えばさっきからマネージャー制といいますが、だれでも、ここに入ってきた人間、肩書がほしいわけで、課長という肩書がほしいのです。そういうのは悪いけれども、名前を変えるよといったら、それは当たり前ですという返事が来ました。そういう面では意識はかなり変わってきているということとでございます。

3つと申しましたけれども、ちょっと思いつくのは2つぐらい。

もう1つは、冒頭、先生方がおっしゃっているように、半年の実績でやることは違うのですが、もう1つ、業務報告書、計画からそうなんですけれども、ちょっと平板でございまして、はじめは全部どこか記述しておかないと、その業務は要らないのではないかといわれるといけないものですから、少し平板なんで、こういう具体的な効果、例えば適性診断をやっているからこのぐらいのお金が節約やっているよとか、被害が減っているとか、先ほどおっしゃったように。それから、そういう面では自動車のアセスメント、これは比較的效果が出やすいというか、物理的なデータがいっぱいあるものですから、そういう面での数と実際の事故の重大性との相関がまああるな、これは自慢できるのと、もう1つ、余り効果ないのではないかとということ、ちょっと見方によって違うのですけれども、そういう点、これは自慢できそうで、責めてほしくないなということ両方ござ

いますが、私自身はそういうふうに思っております。

上田理事 私は被害者保護の方を担当しております上田と申します。私どもの方の業務、15年度の下期、半年でございましたけれども、御紹介かたがた、私どもなりの意見を述べさせていただきますと、ここに既に先ほど谷川理事より御報告させていただきましたけれども、いわゆる脱却者数という、いわゆる療護センターが全国に4カ所ございまして、200床ベッド数がございまして、そこで遷延性意識障害者の方たちを、そこから治療して一定の意思疎通、運動機能の改善が見られた場合を脱却と称しておりますが、その脱却した者の数も当初目標を十分上回る数字を、実績もあげております。また、地元の医療機関との連携という観点から、いわゆる学会の発表と地元医療界への貢献といいますが、そういう外部への貢献という意味での学会発表件数につきましても、私ども自己目標を設定して、それを達成するのは当たり前ではないかといわれればそれまでなのですが、過去の趨勢値を踏まえつつ、なおかつさらにそれを上回る目標を設定したところ、十分それを2倍ぐらいの件数も達成できたというような状況で推移しております。確かに療護センター、病床数も少ないし、待機患者の数からいっても、どうしても長期にわたって入院させざるを得ないという、そういう特殊な症状の患者さんたちを預っているものですから、致し方ない面はあるのですが、その中で脱却者の数、あるいは外部からの高度医療機器を使った受託件数の増加とか、あるいは収入の維持向上という観点からいいたとしても、それなりの貢献は果たせたのではないかとこのように考えております。以上でございます。

委員 委員、よろしいでしょうか。

委員 あとあんまり責めてほしくない問題点も。

委員 問題点もあるということですが、いかがでしょうか。

委員 それはゼロと見ていいですか。あるいはまだ努力しようとしたけれども、ちょっと用としなかったとか、あらゆる組織、あらゆる個人の活動、そういうことがあると思うのです。別にあるからいけないとは申しませんが、ただ、どういうふうに機構御自身が認識していらっしゃるかを知りたいので。

小串理事 事故防止の方の観点からですと、将来のセールスポイントという意味なんですけれども、やはり今、私ども運行管理者の講習と、それから運転手に対する適性診断をやっているわけなんですけれども、やはり診断そのものは、私は手段だと思っております、やはり一番大事なのは、その診断結果をもとにしたカウンセリングであったり、あるいはコンサルティングであったりということで、我々の売り物は、将来的にはやはり我々の職員、人材をセールスポイントにしていきたいという意味で、やはり診断業務のプロというものの育成にこれからさらに力を入れていこうというふうに私は思っております。

委員 そこは今のところ弱い。

小串理事 今現在、まだまだそういうレベルまでいっていません。

委員 とりあえずそういうことでよろしいですか。

委員 ありがとうございます。

委員 ほかに御質問ございませんでしょうか。

委員 108ページでしょうか、資金計画の実績値というか、計画、実績と比較していただいています。資金収入の繰越金、これが1,900万円であるのに

対して、すなわちスタート時点の資金の残高ということなんだろうと思うのですが、けれども、1,900万円の計画に対して実績が36億円というのは、余りにも数字が違い過ぎるということなんですけれども、結局これはスタート時点の資金が違うわけですから、それがどんどん繰り越されていって、最後にお金が余っちゃう、これはどういうことなんだろうといいますが、その余裕の部分をどういうふうに活用するのか。すなわち国債等を買って利息をかせぐというふうにするのかどうなのか、その辺のこととの関連においてちょっとお願いしたいのですけれども。

谷川理事 一番右の資金計画、1,900万円の計画ですが、実績として36億円というのは、これはほとんどが貸付資金の現金というか預金の分であると思います。それで平成15年度はペイオフの関係もありまして、あと償還計画が定まっていなかったもので、普通預金で運用しておったわけなんですけれども、平成16年度につきましては、先ほど申しました償還計画も決まりまして、現在、35億ほどを運用するという事としたので、普通預金でなく国債を計画的に買っていきまして、そういう運用をしていきたいと思っております。14年度は普通預金ですので、年間利息二十何万円ぐらいしか出なかったのです。

委員 いかがでしょうか。

委員 療護センターの方の関係で、今後、病床数が少ないというようなお話で、今、千葉の増床をしているのですけれども、今後、今やっている状態で民間委託の関係はどんなふうな方向性で、ここ半年やったところでお考えなんですか。

上田理事 民間委託といいますが、療護センターを退院させた後、民間病院へ委託するという、そちらの方でしょうか。

委員 そちらの方と、それから経費の関係で、ある程度民間委託の方法をとった場合に削減できるのではなからうかという部分についてはお考えがあるのでしょうか。

上田理事 これは民間の協力病院という形で6つほど病院がございますけれども、そのあたりにも短期入院という制度も導入されておりますし、また、療護センターそのものでも、短期入院制度を導入することによって、いろいろ介護技術とか、そういうものの伝播、普及を図っていきたいというふうには考えておりますけれども、実は短期入院、予算をごらんになっておわかりと思っておりますけれども、なかなか希望者がそれほど多くは伸びておりません。予算措置は国の方でやっていただいておりますけれども、なかなか思うように短期入院の利用者が伸びないというような状況にはなっております。一応今後とも療護センターを使った病床を確保した上で、受入れ体制は今後とも努力していきたいというふうには思っております。

委員 またちょっと話は別なんですけど、自動車の安全性の向上の関係で、やはり人数が少ないですね。やろうとしていることは、より安全な自動車の普及や研究開発の促進というかなり大変な仕事です。安全の基準の関係でちょっと外国の状況等を調査するとかということが載っていたと思うのですが、調査とか、その辺のレベルではなくて、本来的にいうと、自動車運転者の安全意識の向上、自動車自体の安全性向上、道路等運転環境の整備等総合的に自動車事故減少策を検討するのがこの機構の役割だと思います。この関係でいえば、交通取締、交通安全

全、自動車検査等たくさんの自動車事故減少にかかわる機関が存在しています。これらの機関が縦割りのままでいってしまつて、横の関係がなくなつてしまつたと、総合的に安全対策のことを司る法人がなくなつてしまつて、やはり問題が出てくるのかなど。

だからなるべく節約をしていこうということで今こうなっているのですけれども、それぞれ縦割りのままでいってしまつたと、大事な部分が、総合的なところが欠け落ちてしまつて。小泉総理がああいうふうに言っておられたからといって、1法人の人件費を削減するだけで目的達成とはいえない。その辺をできるだけ統合して無駄をなくすような形でないと、予算規模が幾らここで縮小したとしても、自動車事故減少対策トータルで考えたら、対策に関して無駄な費用がかかっているということになりかねないのではなからうか。この機構が中心となつて横の関係にも常に気配りをして対応していただきたいなと思うのですが。

委員 これは機構のみならず、当局の方の課題という面もあるかもしれません。おっしゃるように重要なことだと思います。

委員 その辺のことについて、調査するというだけなものですから一歩進められないかと。

委員 各論的なことを先ほど冒頭に言った文脈で伺いますが、このいただいた報告書のまず15ページ、そこに研修のカリキュラムが紹介されていますが、運輸技術審議会の審議委員を1996年に拝命して以後、すごく国土交通省の交通安全行政の根本的な視点が変わったと認識しています。警察庁はいまだに変わってないと思っています。どこが大きく変わったかといったら、事故はなぜ起こるかという、事故の発生するメカニズムについて、それ以前は、運転者の不注意とか、怠慢とか、すべて人間のファクターで片づけていたのです。いろんな資料にその証拠が残っています。大型トラックの左折巻き込み事故に関して、たくさんの件数、裁判鑑定という仕事をしまして、そこで見た警察関係者がお書きになられた実況検分調書が余りにも科学的にずさんで、どれ1つとってもまともなものではなかったです。

ですから、少し理工系の勉強や人間工学を勉強すれば、こんなことでどうして運転者の過失責任を断定するのか。裁判所も非常にその点では非科学的な裁判をしているというふうに思ったことが多々ありました。そういうことを私は研究者の1人として、機会をとらえて、学会だとか、また、社会的にも自分の考えを披露してきて、それから大分時間が経過して、旧運輸省、今の国土交通省は、事故の起こるメカニズムについてあるときから考え方を換えられたと思っています。複合要因説をお認めになられたということです。これは画期的だったと思っています。そういう文脈でこの15ページのカリキュラムを拝読いたしますと、ちょっとここがまだ旧態依然であると思います。せっかく交通行政の根幹が、当時、荒井自動車交通局長さん、今、参議院議員をなさっていますけれども、あるとき、目からうろこが落ちたというふうに言ってくださったやりとりが私との間でありました。そういう考え方を知らなかったとおっしゃったのです。人間工学の考え方を。これはすごい、活かせるということで、私が今、見る限り、国土交通省さんの自動車交通局のいろんな行政にその考え方を反映していらつしゃると思います。

それから、今日も冒頭にマネージャー制度のことをおっしゃいましたが、マネジメントサイクル、これは民間の企業、どこの企業でも必ず実行している。なぜか行政はそれをやっていなかったというのが私のいわば批判でもあり、かつ不思議だなと思っていたことだったのです。今、完全にマネジメントサイクルの考え方を交通安全行政に反映しておられて、かつ複合原因説をとられた、それをクロスして行政を運営していらっしゃるの、私はあとは各論展開していけば、小泉首相が言っているような事故削減は、夢物語ではないと思っています。

したがって、ある意味では、外堀とか、内堀を埋められつつあるなと私は思っています、例えがいいかわかりませんが、そういう文脈で見ると、15ページは交通心理学だけがここに書いてありますね、基礎研修として。実は交通心理学会があります。会員の多くは、事故が起こるとすべて運転者の安全教育に帰属しようとされます。小泉首相の施政方針演説の中にも、はっきり彼が明言されたのが、従来から安全教育はだれでも強調していました。けれども、環境整備ということも彼はちゃんとおっしゃったので、環境整備というキーワードであれば、人間工学の出番があるわけです。今回の三菱自動車の1件を見ていますと、なぜ国土交通省、旧運輸省はいろんな役所があり、いろんな検査手順があったにもかかわらず、役所から事故を自動車の欠陥として特定できなかったではないか。全部運転者のせいにしたわけでしょう、死亡事故でさえも。それは反省すべきだと思うのです。自力でディテクトできなかったわけだから、すごいディフェクトがあったのに、タイヤがはずれていても整備不良として片づけていたわけでしょう。ああいうときにきちっとしっかりした機構が、組織が仕事をきちっとやって、違う。これは欠陥だと言えたはずです。設計欠陥だと言えたはずなのに、いっぱいチャンスがあったではないですか。燃料タンクが落ちるだとか、プロペラシャフトが折れるとか、ちょっと自動車工学の基礎では考えつかないようなことが現実には起こっていますね。しかもエリート企業で起こっている。完全に我々消費者はミスリードされていたわけです。その責任は結構大きいと思うのですね、行政の責任は。要するにいっぱい高給取りの方がいて、一体何していたのだろうと一般の人は思っている。

そういうことで今後、二度とそういうことを繰り返さないためには、やはり事故件数を減らすことに必死になってほしいのです。

そういう意味で言うと、この15ページのカリキュラム、平成15年度の基礎研修、全部心理学だけです、これはまずいと思うのです。否定はしませんが、合わせて人間工学とか、そういう新しい学問が定着して世の中で貢献しているものがあるので、こういうカリキュラムのリフォームをもっと真剣になっていただきたいというのが1点。

それから、2つ目は、53ページなんですけれども、ここにアイカメラシミュレータのことが書いてあって、人間工学から見るとすごく関心が高いのですけれども、例えばこの次年度以降の見通しと書いてあるのですけれども、やや抽象的だと思うのです。考えていらっしゃる。現在、タクシーの事故率が走行キロ台数あたりで比較すると、路線トラックより悪くて、とにかく右肩上がりなんです。それは御存じですね。実車率が下がっているのと反比例する形でどんどん事故率がふえている。全然減る傾向がないのですけれども、例えばこういうこと

をしてくださるのだったら、そういうピンポイントに、焦点を絞って、ここに写真がありますけれども、こういうところではなくて、市街地でお客さんを探そうとしてどうもいろいろとしくじっているみたいなので、そういう具体的な事故対策に直結するようなテーマをやってほしいなということ。以上です。

委員 2点の御意見をいただいておりますが、何か関連してございますか。

小串理事 まず貴重な御意見ありがとうございます。まず最初の 委員御指摘の15ページのところからむもの、余り言い訳がましいことは言いたくないのですけれども、この15ページのところは、私どもの適性診断業務の中でも、今現在、外の大学の先生であったり、あるいは学識経験者の方に全部すべてお願いしております、特定診断 というところを我々の職員もできないかということで立てたカリキュラムでございまして、その前提となりますのは、先生が先ほどおっしゃいましたように、事故の要因は運転手、人そのものであったり、あるいは道路であったり、車であったりといういろんな要因がございますけれども、今私どもが今、進めているところは、その中でも、特に人からむところで、なおかつこの特定診断 というのは、重大事故を含めて頻度を高く事故を起こしてしまった方に対する診断ということで、その個人、個人の再発防止という側面が非常に大きいものですから、やはり今現状では交通心理学を応用したところでのカウンセリングという形になってございます。そういった意味で、もっと大きな事故防止という観点では、先生がおっしゃるように、人間工学を含めてやっていかなければいけない。それは診断だけではなくて、運行管理者の方の講習、そちらの方にそういった側面をもっと入れていかなければいけないのかなと思っております。それから、2番目のアイカメラの関係でございます。今、先生がおっしゃられたこと、よくわかっておりますので、今、試験的にいろいろバス、トラック、ハイタクのいろいろな交通場面の実写を撮って、今、それを用いまして、実際に事故を惹起してしまった方、それから、優良運転者といわれる無事故の方がそれぞれ同じ場面を見て、目のどこを見ているかという軌跡、それをいろいろ比較して、この装置が本当に将来的に使いものになるかどうかということ、今、検証をしている最中でございます。先生の御意見、いろいろとこれからも御相談させていただきたいというふうに思っています。

委員 なおいろいろ大部の業務実績報告書について御説明いただいて、委員の皆様方もいろいろ個別の点、質問したい点があるかと思いますが、ひとまずはこの業務実績報告書に対する質疑はこのあたりで打ち切らせていただければいかかと思っております。よろしゅうございませうか。

それでは、評価調書を作成しなければなりません、この段階で自動車事故対策機構の皆様方には御退席いただくということでお願いいたします。

それから、大分続いてまいりましたので、ここで休憩を10分ほどとりたいと思います。4時5分から再開したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

〔暫時休憩〕

(4) 平成15年度業務実績に関する評価について

委員 それでは時間がまいりましたので分科会を再開させていただきたいと思

います。

これから評価を行っていくわけですが、全く何も無いところから点をつけていくという形で出発するのははなはだ難しゅうございますので、先ほど御説明のありました業務実績報告書をもとに、各項目ごとに評価及び評価理由を記載した、いわば分科会長の試案という形で案を提出させていただき、各委員におかれましては、これを見ながら自由に御意見を述べていただくという形で進めさせていただきます。どうかと思っております。

評価調書の書き方につきまして、この分科会長試案をベースといたしまして、評価や、評価理由に加筆修正等を行いまして、分科会の評価調書を作成していき、さらに御意見があれば御意見を伺って、意見欄に付記していくということとしたいと思っております。

なお、評価につきましては、この場で数値として認定することといたしますが、評価理由及び意見につきましては、委員の皆様方からいただいた御意見等を踏まえ、書き方については私の方に最終的には御一任いただいて、評価調書として最終的にまとめたいと思っております。

ざっとこのような進め方でまいりたいと思っておりますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、そういうことで進めさせていただきます。

なお、本日、御欠席の坂井委員と中田委員からコメントが届いております。その取り扱いにつきましては、私に一任することをお申し出いただいております。コメントにつきまして現在、事務局の方から配布させていただいております。

それでは、平成15年度評価調書の試案につきまして、事務局で読み上げをお願いいたします。

なお項目数がはなはだ多うございますので、幾つかのパートにまとめて読み上げていただき、読み上げていただいた項目について一括して審議するという形をとらせていただきたいと思います。それでは、よろしくをお願いいたします。

事務局 それでは、案を読み上げさせていただきます。まず評価案の1ページをご覧くださいと思います。業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置の(1)としまして、組織運営の効率化、15年度計画は、マネージャー制の導入のための検討委員会を設置し、現行の組織運営等の分析を行った上で、本部組織の一部においてマネージャー制を試行的に導入するとなっております。これについて評価が1、評価理由につきましては、本部の一部について組織運営の分析を行っている。現場における業務運営の自由度の拡大、増加する業務に対する迅速かつ柔軟に対応するため本部管理部門において試行的に導入したマネージャー制が、十分に機能しているとはいえない。以上により、中期目標の達成にむけて概ね着実な実施状況にあると認められるということでございます。それから、次の(2)人材の活用についてですが、適性診断業務において産業カウンセラー等の資格を取得した職員を全国的に76人以上適正に配置するなど、職員を積極的に活用する。また、職員の能力・実績をより適正に評価する仕組みを構築するため検討委員会を設置し、現行の評価方法等の分析を行うでございますが、評価は1。評価理由でございますが、産業カウンセラー等の資格を取得さ

せた職員を77人配置している。職員の能力・実績の評価方法等について、現行の課題の検討を含めた分析を十分に行ったとはいえない。以上により、中期目標の達成にむけて概ね着実な実施状況にあると認められる。まずはこの2つについてお願いしたいと思います。

委員 以上の2点についていかがでしょうか。

委員 私はこの全部の評価の内容の中で一番気になっているのがこのページなんですけれども、まずこれがのっけにきているのは、業務運営の効率化というのが独法にそもそもなったときの目指す第1目標とありますが、上位にくる目標なので、こういうことだと思えるのですけれども、15年度計画がそもそもちょっと甘かったのだと思うのです。だからそれを半年しかやってないので、それでこれというのはわかるけれども、先ほどの、今後、こんなふうにしたいと思えるという御説明が機構の方からあったときに、現行とあんまり変わらないような感じが強くしたのです。来年度になるとかなり進むなという感触が申し訳ないけれども、あんまり得られない。ここがすごく不満なので、もうちょっと書きぶりとして、まだもうちょっと厳しく書きたい。同じ1でも。それが希望です。特に外部からの評価というのをもっと早期に取り入れてもらわないと、このままでは今の感じですってって、むしろ悪くなるのではないかなという感じがするのですけれど。

委員 御意見は(1)(2)両方にまたがるということですね。

いかがでしょうか、評定は1のままで、評定理由のところをもう少し御指摘のような点で書きかえる、修正するというところで、大体そういう方向で委員の皆様方、よろしゅうございましょうか。

では修文の方は今の委員の御発言を踏まえてまた後で検討するというところで、とりあえずこのページの2点はそういうことでよろしゅうございましょうか。

それでは、評定は(1)(2)は1のままで、評定理由を少し修正するという、これが以上のとりあえずのこのページの結論ということで次へ進みたいと思いません。

事務局 それでは、2ページをお願いします。(3)業務運営の効率化の指導講習業務でございますが、アとしまして、専門講師と同様の講習を行う職員を育成するために、外部研修を25人に対して実施するとともに、専任講師による講習の一部を行う職員を育成するために、運行管理業務等に関する内部研修を10人に対して実施するという年度計画でございますが、評定を1。その評定理由でございますが、専門講師の行う講習を職員が行えるよう職員の育成を図っている。外部研修を、年度計画どおり25人に実施している。内部研修を年度計画で10人に実施するところ7人に実施し、3人が研修の一部を16年度に繰り越して実施している。以上により、中期目標の達成にむけて概ね着実な実施状況にあると認められる。イでございますが、汎用ソフトを活用した受講管理及び受講通知に関するプログラムの作成と受講者データベースの入力作業を完了することにより、全国統一の受講者管理システムを構築し、現在、職員が手作業により処理している案内通知、受講者集計業務等のIT化を行う。評定が2。評定理由でございますが、手作業で行っていた受講者台帳作成等の業務のIT化のための受講者データの入力作業を終了し、業務の効率化を16年度に実施することとしており、中

期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。ウでございますが、受講者が少ない開催場所を対象に、隣接県との共同講習を実施して2会場以上の集約化を行う。評定が2。評定理由でございますが、15年度は計画のとおり、2講習会場の集約化を行っており、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。エでございますが、講習内容の充実や受講者・事業者の利便性向上等により、自己収入（平成15年度）を認可法人時の最終年度（平成14年度）より向上させるでございますが、評定を2。評定理由としまして、受講者数を増加させ、自己収入を5.2%増加させており、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。次にオでございますが、以上の措置を講ずることにより、自己収入比率（平成15年度）を認可法人時の最終年度（平成14年度）より向上させる。評定が2。自己収入比率を、前年度より0.4ポイント向上させた33.2%としており、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。以上の部分でお願いしたいと思います。

委員 以上の5項目でございますが、いかがでしょうか。

委員 イなんです、左側の計画を読んでびっくりしたのですけれども、今までずっと手作業でされていたというのを知って、ワープロとかパソコンは大分前からありましたね。この半年間でIT化したというのを聞いて、ちょっと正直いって、すごいスローテンポなんだなと思いました。

これを2としてあるのは、手作業をIT化したから2なんです。

委員 そうですね。中にはそういう項目もあるということで、このページはよろしいでしょうか。

それでは、このページは以上のとおりということで次に進みたいと思います。

事務局 3ページをお願いします。 の適性診断業務でございますが、15年度計画としましてア、現在、専門委員、大学教授等により実施している特別診断及び特定診断 の助言指導を行う職員の育成並びに当該職員によるカウンセリング業務の実施を通じた経費削減を平成18年度末までに行うために、基礎的研修を20人に対して実施するでございますが、評定が2。理由としまして、専門委員の行う助言指導を職員が行えるよう職員の育成を図っている。基礎的研修を20人に対して実施する計画のところ、助言指導を伴う診断が増えたことに対応するため、25人に研修を実施している。以上により、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。イでございますが、診断結果の統計業務のオンライン化を完了するとともに、業務のマニュアル化のための業務実態を分析する。評定が2。業務ミスの少ない効率的な事務処理、迅速な情報の共有化等を図るため本部・主管・支所間のオンライン化による統計業務のIT化を終了している。業務のマニュアル化にむけた業務実態の分析を適切に行っている。業務の効率化を16年度に実施することとしている。以上により、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。次にウでございますが、診断内容の高度化や受診者・事業者の利便性向上により、自己収入（平成15年度）を認可法人の最終年度（平成14年度）より向上させる。評定が2。受診者数を増加させ、自己収入を12.9%増加させており、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。エでございますが、以上の措置を講ずることにより、自己収入比率（平成15年度）を認可法人時の最終年度（平成14年度）より向上さ

せる。評定が2。評定理由ですが、自己収入比率を前年度より3.8ポイント向上させ、33.9%としており、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。以上の部分でお願いしたいと思います。

委員 以上の4項目ですが、いかがでしょうか。

自己収入比率の3.8ポイント向上というのは、これは客観的にいえばかなり頑張ったということなんですか、それともまあまあ普通にやっていたら、こういう数字になるという感じなんですかね、感覚としては。

事務局 自己収入比率の場合には、経費の増と裏腹の関係にあるのですが、この辺はかなり努力は、実際問題としてかなりはっぱをかけてやっていたという話も聞きますので、彼らとしては、今までにない努力はした部分ではあるのかなというふうに思いますが。

委員 ということですね。

委員 さっきも理事長がおっしゃいましたね、簡単にできたわけではない。

これは 委員がおっしゃったみたいに、3割でいいのか、それは別のテーマですね。

委員 それは別のテーマであるわけですね。

4項目、こういうことでよろしいでしょうか。

それでは、以上のとおりで次のページをお願いします。

事務局 4ページをお願いしたいと思います。 の重度後遺障害者に対する援護業務（療護センター）の部分でございますが、アとしまして、医療水準・コスト水準等に関しタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページで公表する。評定が2。評定理由としましては、タスクフォースによる外部評価を受け、その結果をホームページ等で公表しており、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。イでございますが、適切な医療水準を確保した適正な看護師の配置の見直し、外部委託を行っている定型的・単純作業における契約方法・内容の見直し並びに検査外来の増加にむけた実態把握及び施設の効率的な活用の方法の策定を行い、既存病床の運営経費（平成15年度）について、認可法人の最終年度（平成14年度）より節減する。評定が2。評定理由としましては、適正な看護師の配置の見直し等により、適切な医療水準を確保しつつ、運営経費の節減にむけた方策を策定し、着実に経費節減が図られており、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。次に（介護料の支給）の部分でございますが、モデル支所において、現在職員が手作業により処理している支給額積算業務について、汎用ソフトを活用した電子データ化を試行的に実施する。評定が2。理由としましては、東京主管支所において、支給額積算業務の電子データ化を試行的に行い、事務処理期間の短縮が図られたため、16年度以降、支所ごとに行っていた支給額積算業務を主管支所に集約し、事務処理期間の短縮化を図るとしており、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。以上の部分でお願いしたいと思います。

委員 以上、3項目、いかがでしょうか。

こういうことでよろしゅうございませうか。

それでは、このページはこの案のとおりということで、次のページへ進みます。

事務局 それでは、5ページをお願いしたいと思います。 の交通遺児等への

支援業務でございますが、アとしまして、債権管理規程を策定し、効果的な債権回収を行うことにより、債権回収率90%以上を確保するとともに、債権回収のマニュアル化を行うことにより効率的な債権回収を実施し、債権回収経費（平成15年度）について、認可法人の最終年度（平成14年度）比で3%程度に相当する額を削減する。評定が2。理由としましては、債権管理規程の策定、債権回収のマニュアル化を行い、効果的な債権回収を行うことにより、債権回収率90%以上を確保するとともに、債権回収経費について、年度計画の削減目標を達成しており、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。イでございますが、債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表する。評定が2。理由でございますが、債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表することとしており、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。続いて6ページをお願いしたいと思いますが、

の情報提供業務でございますが、自動車アセスメントを適切なコストで実施するため、試験準備のための試験器等の精度の確認項目数の削減を行い、試験毎の1台当たりの試験実施費（平成15年度）について、認可法人の最終年度（平成14年度）比で1%程度に相当する額を削減する。評定が2。理由としましては、試験の質を落とすことなく、中期計画を達成するため、衝突を行う試験について、試験準備のための試験器等の精度の確認項目数を見直し、試験毎の1台当たりの試験実施費を着実に削減しており、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。の業務全般でございますが、業務プロセスの見直しを実施し、業務運営の効率化を図るとともに、一般管理費について、効率化に向けた組織体制及び給与体系の抜本的な見直しを含む経費節減のための方策を策定する。この部分は評定が1。理由としましては、財務会計システムのオンライン化・パソコンバンキング等により業務処理の情報化、電子化等業務運営の効率化を図っている。一般管理費について、人件費・物件費の節約の方策を策定し、16年度以降実施することとしているが、中期計画を達成するのに必要十分な方策を策定したとはいえない。以上により、中期目標の達成にむけて概ね着実な実施状況にあると認められる。

委員 以上の項目についていかがでしょうか。

委員、御退席ということですが、この全般についてももし何かございましたら簡単に一言お願いします。

委員 一番気がかりな点はさっきも申し上げましたので。

もう1つは、さっきお話の中に出た最近の新しい事故のタイプだとか、本来の事故をどう減らすかというときに、新しい傾向のところを機構としてキャッチするという機能自体があるのかなのか。その視点は今まで目標とかの中で入っていない。変身ぶりなんかは入っていないような気がしましたので、何かそれを拾えて、それを目標に組み入れるということが要るのではないかと思います。お願いします。

委員 そのような点も、この調書の最後のあたりでは、またコメントを我々が書く欄もありますので、もし可能であれば今の御指摘のようなところを織り込み

たいと思います。よろしくどうぞ。

それでは、6ページまでの数項目でございますが、こういうことでよろしゅうございましょうか。

それでは、次へ進んでいただけますか。

事務局 それでは、7ページに移りたいと思います。大きな項目2の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するためにとるべき措置ということでございますが、(1)として指導講習業務。一般講習を2回以上開催している全支所について、旅客・貨物別の業態別講習を実施するとともに、試行的に東京主管支所において事業規模別の講習を実施する。評価は2。理由としましては、一般講習を2回以上開催する38支所において業態別講習を行うとともに、東京主管支所において試行的に実施した事業規模別講習について受講者・事業者のニーズを踏まえつつ16年度以降も実施していくとしているほか、ニーズを踏まえた出張講習を行っており、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。としまして、特別講習における少人数受講者参加型のグループ討議を盛り込んだ講習、最新の事件事例の研究分析に基づく事故再発防止のための運行管理改善手法を盛り込んだ講習を全支所で実施する。また、試行的に東京主管支所をはじめとする10支所において視聴覚機器を用いた講習を実施する。評価が2。理由としましては、少人数受講者参加型のグループ討議を盛り込んだ講習、最新の事件事例の研究分析に基づく事故再発防止のための運行管理改善手法を盛り込んだ講習を全支所で実施している。受講者の多い10支所において試行的に実施した視聴覚機器を用いた講習について効果の検証を行いつつ実施支所の拡大を図るとしているなど、指導講習の内容を充実している。以上により、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。ですが、本部及び全主管支所(沖縄支所を含む)に事故防止相談窓口を設置し、事故防止コンサルティングに係る企業のニーズを収集するとともに、試行的に2社程度の事業者に対して企業コンサルティングを実施し、コンサルティングを行うための知見の蓄積を行う。評価が2。理由ですが、本部・全主管支所に事故防止相談窓口を設置し、事故防止コンサルティングに係る企業のニーズを収集するとともに、東京・高松において、2事業者に対し企業コンサルティングを実施し、本格実施にむけた知見の蓄積を行っており、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。続いて8ページでございますが、運行管理の現場における適性診断結果の利用実態の調査を行い、事業者の事業種別及び事業規模毎に運行管理者による内部カウンセリング体制を構築するに当たっての問題点を把握する。評価が1。理由としましては、一般講習受講者に対する運行管理の現場における適性診断結果の利用実態の調査を行ったが、調査方法について十分な検討が行われたとはいえない。事故防止対策において、適性診断結果に基づく助言・指導は有効であるが、活用状況が消極的であるという問題点を把握したとしているが、さらに踏み込んだ分析、問題点の把握を行うべきである。適性診断結果の活用について、事業者の理解を得られるよう、講習用教材に反映させる等、運行管理者に対するサポートを行うこととしたとしているが、より効果的な対応策を検討すべきである。以上により、中期目標の達成にむけて概ね着実な実施状況にあると認められる。次に ですが、受講者・事業者に対する調査を実施し、調

査結果に基づき講習の実施方法等の改善を含めた講習内容の充実を行う。評定が1。理由としましては、受講者・事業者に対する調査を実施している。調査結果に基づき、講習の実施方法等の改善を含めた講習内容の充実が行われていない。以上から、中期目標の達成にむけて概ね着実な実施状況にあると認められる。それから次にでございますが、以上の措置を講じることにより、受講者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度（平成15年度）について、平成14年度に実施したプレ調査以上の評価を獲得する。評定が2。理由でございますが、受講者・事業者に対する安全対策への支援効果に関する評価度については、運行管理者になろうとする者に対する基礎講習・一般講習は、それぞれ14年度と比較し0.33、0.15ポイント向上し、3.97、4.01となっている。事故・違反を惹起した者に対する特別講習は高い評価を得ている。以上により、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。以上の部分でお願いしたいと思います。

委員 以上の項目についていかがでしょうか。

ここでも1が2項目ございます。よろしゅうございましょうか。

それでは、以上の項目は案のとおりとさせていただきます、次をお願いします。

事務局 次に9ページでございます。(2)適性診断業務でございますが、としまして、自動視野測定器及び貸出し用自動診断機器について、東京主管支所管内において試行的導入及びその効果の検証を行い、その結果を踏まえて、自動視野測定器は全主管支所（沖縄支所を含む）に、貸出し用自動診断機器は全支所に本格的に導入を行う。また、アイカメラ・シミュレータについて、効果を検証するために試作機の開発及び実験を行う。これについてですが、評定は2。理由としましては、自動視野測定器及び貸出し用自動診断機器について、東京主管支所において行った効果の検証を踏まえ、自動視野測定器は沖縄支所を含む全主管支所に、貸出し用自動診断機器は全支所に導入し、診断内容の高度化、受診者・事業者の利便性の向上を図っている。アイカメラ・シミュレータについても、実用化にむけた開発・データ収集を着実にやっている。以上により、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。ですが、性格テスト・安全運転態度テスト及びその結果に基づく助言内容を業態別に改良するとともに、最新の事件事例研究・分析に基づく診断技法について、全カウンセリング担当職員に対して研修を実施し、適性診断の質を向上させる。また、運行管理者を対象とした適性診断活用講座の実施に向けて、実施マニュアルの策定を行う。評定が2。理由でございますが、助言内容を業態別に改良するとともに、最新の事件事例研究・分析に基づく診断技法について、全カウンセリング担当職員に対して研修を実施し、適性診断の質を向上させている。運行管理者を対象とした適性診断活用講座の実施に向けた実施マニュアルについても、計画的に策定を行っている。以上により、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。でございますが、産業カウンセラーの資格取得研修を計画的に実施し、適性診断担当職員の70%以上の職員に資格を取得させる。評定は2。理由でございますが、産業カウンセラーの資格取得研修を計画的に実施し、適性診断担当職員の71%（14年度から12ポイント向上）の職員に資格を取得させており、中期目標の達成

にむけて着実な実施状況にあると認められる。続けて次の10ページもお願いしたいと思います。診断結果データを地域別、事業者別、業態別、年齢別に本部及び全支所において出力可能なシステムを構築し、個人情報の保護を図りつつ、事業者及び関係者に情報の提供を行う。評定が2。理由としましては、診断結果データを地域別、事業者別、業態別、年齢別に出力可能なシステムを構築し、個人情報の保護を図りつつ、事業者及び関係者に事故防止に資する情報提供を行っており、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。ですが、受診者・事業者に対する調査を実施し、調査結果に基づき診断の実施方法等の改善を含めた診断内容の充実を行う。評定が1。理由でございますが、受診者・事業者に対する調査を実施している。調査結果に基づき診断の実施方法等の改善を含めた診断内容の充実が行われていない。以上により、中期目標の達成にむけて概ね着実な実施状況にあると認められる。次に 以上の措置を講じることにより、受診者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度(平成15年度)について、平成14年度に実施したプレ調査以上の評価を獲得する。評定が2。理由でございますが、受診者・事業者に対する安全対策への支援効果に関する評価度については、定期的に受診することとされている一般診断・高齢診断は14年度と比較し、それぞれ0.32、0.13ポイント向上し、3.99、3.96となっている。これからプロドライバーとなる者に対する初任診断、事故・違反を惹起した者に対する特定診断は高い評価を得ている。以上により、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。以上の部分をお願いしたいと思います。

委員 以上の数項目についていかがでしょうか。

委員 10ページの なんですけれども、計画のところに、4行目ですが、個人情報の保護を図りつつ、事業者及び関係者に情報提供とありますね。この適性診断を効果的に使うためには、管理者にはフィードバックしない方がいいのですね、管理道具にされるから。つまりあの人は危険な人だというふうに管理者がわかってしまいますと、そういう目ですと日常を管理しますね。適性診断の結果をうまく事故撲滅に機能させるためには、本人にだけ知らせてあげる、この辺はしっかりできているのですか。管理者、事業者にフィードバックする場合には、よほど無機化して、無次元化するというか、そういう配慮がないとやばいと思うのですね、その辺わかっているかどうか。

事務局 現状を申しますと、各ドライバーさんが診断を受けまして、その診断結果については事業者と運転手さん本人、双方にお知らせするという形になっております。ちなみにここで申しておりますのは、全体的な地域なり、事業者別、あるいは業態別といった、そういう特性に応じてどういう特徴があるかということ、これを抽象化したものを事業者にお渡しするというところで、事業者としてはそれを参考に自分の会社の位置といいますか、気をつけなければいけないところがわかるということを書いているところでございます。

委員 診断結果は本人及び管理者にいつているわけ。

事務局 通常ベースでそういう扱いに、従前よりなっています。

委員 それも公知の事実として運用されているわけですね。

事務局 はい。

委員 それは今後見直した方がいいです、学術的にも。今日はちょっと時間がないですけども、ILOがそういうことに関心がありまして、公式レポートに、英語でアプティチュードテストといいますね、適性検査は。もし管理者に知らせてしまうと全く効果が上がらないということを明言しているのです。最近のレポートにありまして、だからやるのはかまわないんだけども、上手に使わないとかえって逆効果。つまりいい結果が出たらいいのでしょうけれども、悪い結果が出た場合、ポイントは。

委員 そのあたりは1つの情報として留意していただきましょう。

委員 今の理由で僕はこれは1でもいいかなと思ったのだけれども。

委員 目標そのものに関わってきますので、とりあえず今回はそういうことで、目標の設定の仕方そのものについてはなお御検討いただくということで、とりあえず以上、読み上げていただいた項目は原案のとおりでよろしゅうございましょうか。

それでは、そういうことで次へ進みます。

事務局 11ページをお願いしたいと思います。(3)の重度後遺障害者に対する援護(療護センター)でございますが、遷延性意識障害者に対し、病棟ワンフロアシステム、プライマリー・ナーシングや高度先進医療機器による高度な治療・看護を実施し、脱却者4名以上とする。評価は2。理由としましては、脱却者数については短期間では数値の変動が大きいため認可法人時の直近4ヶ年平均9人を基準としたところ、15年度は半年間で8人を脱却させており、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。としまして、平成17年度開業に向け千葉療護センターに介護病床の整備を進めるとともに、入退院プロセスの構築を図るため、各療護センターの現状調査を行う。評価は2。理由としましては、千葉療護センターの介護病床の17年度開業に向けた整備を着実に進めるとともに、入退院プロセスの構築を図るため、4療護センターの現状調査を実施しており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。ですが、東北・中部療護センターにおいて、入退院による病床の稼働状況を勘案して可能な限り短期入院事業を行うとともに、岡山療護センターについても短期入院事業の実施に向けた環境整備を行う。評価は2、理由としましては、東北・中部療護センターにおいて短期入院事業を行い、58人日の受入れを行うとともに、岡山療護センターにおいても短期入院事業の16年度実施に向けた環境整備を進めており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。ですが、メディカル・ソーシャルワーカーにより、転院先情報の提供など患者家族に対する支援や、療護センターにおいて行う介護に関する知識・技術の情報の提供など在宅介護者に対する支援を強化する。評価が2。理由としましては、メディカル・ソーシャルワーカーによる転院先情報、療護センターにおいて行う介護に関する知識・技術の情報などの提供により、患者家族、在宅介護者に対し支援を行っており、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。次の12ページもお願いしたいと思います。療護センターにおいて実施されている遷延性意識障害者に対する高度な治療・看護の技術を一般病院に対して普及させるため、地元大学等との連携をとりながら5件以上の学会発表を行うとともに、新たに短期入院事業に協力する病院への働きかけとして実務研修を実施す

る。評定が2。理由としましては、日本脳神経外科学会において9件の研究成果を発表するとともに、岡山・千葉療護センターにおいて、短期入院事業に協力する病院に対する実務研修を3回実施しており、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。ですが、地域医療機関との連携を図り、4,500件以上の高度先進医療機器の検査を受託する。評定としては2。理由としましては、4療護センターにおいて、4,787件の高度先進医療機器の検査を受託しており、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。以上の部分でお願いいたします。

委員 以上の11ページ、12ページの項目についていかがでしょうか。

委員 実は私は、これを拝見したら2か1ですね。やはり一生懸命やっていたからほめてあげてもいいと思っていて、どっかで3をつけてあげたいと思ったのです。先ほどの話を伺っていると、ここらあたりに3があるのかなと思ったのですけれども、あえて提案いたしますと、2とありますが、脱却者数が8名というところですね。要するにこれは元に戻るということですね、一生意識が戻らなかったかもしれない方が治療効果が発揮して、社会的に生活、入院しなくても一般のお家で生活ができますよという、脱却というのはそういうふうに理解したんですけども。

事務局 一応脱却の基準というのがあるのですが、その基準をクリアしたということで、必ずしもこれだけですぐに日常生活ができるようになるということではないのですが、最悪の状況からは脱して、少し反応があるとか、意識があるのではないかとという状態に少しなるということで、これからまた家とか、リハビリセンターで引き続き。

委員 テイクケアをしなくちゃいけないけれども、これは千葉でしたか、該当しているセンターは。千葉とは限らないのですか。

事務局 4療護センター合計ですね。

委員 合計して。関係者としてはすごくうれしい話なんでしょう、本人も含めて、御家族も含めて。

事務局 家族としては、非常にそういう意味では全くの無反応状態から少し反応が出たという意味では、非常に明るい話だと思います。

委員 だからここが、あるいは地域に貢献されていますね、最後の一番ですか。なんか全部2ではお気の毒だと思って、やはり3が少しでもあればやる気が出ますね。ちゃんと認めてもらえたということで、私が3つ自慢できるところはないのですかと言ったのは、そういうことも考えたから聞いたのですが、少なくとも理事長さんは、このことをおっしゃらなかったけれども、最後、上田理事がこのことに触れておられましたね。私はそれをそのまま受け止めて、1つか2つぐらい、52項目だから1割で5項目、その半分の5%として2、3項目ぐらいは3をつけてあげてもいいのではないかと考えていて、今回、話を聞いていると、要するに重度後遺障害者に対してのテイクケアが割に質が高いのではないかとと思うので、どうでしょうか。

委員 これはもう1年度ぐらい見ないとどうなのかなという気がするのですが。恐らく、今までほぼそのレベルだった人たちが今回対象になったという気がするのですが、どうなのでしょう。それは。

事務局 目標の方は一応4年間とっております。それはやはり長い期間をとって平均で見た方が着実な数字が出ますので。先ほどいわれた 番の方が数字としては客観的な数字かなと思うのですが。

委員 番もちょっと候補に考えたのですが、これは評価できるのですか、9件の発表というのは、学会発表9件はそう多くないので、研究者レベルで。これはだめかなと思うんだけども。

事務局 専門家の方から見れば、論文名を見られれば判断できるという感触は。

委員 番という御提案ですが、いかがでしょうか。これは中期計画期間で、9,000件以上というのが初年度の半年で4,700件。

事務局 最終年度のときには年間9,000件ということで。

委員 半年分だからということではないわけですね。

事務局 今年で4,500件ということなんですが、一応そのまま伸ばすには9,000件を初年度で達するという実績にはなっている。

委員 という趣旨で理解してよろしいですね。

このあたり、3点をつけるということは、基準からいえば、中期目標の達成にむけて、特にすぐれた実施状況にあるということですが、一般的なこういう基準の理解としては ぐらいの数値があれば、そういう判断することは可能なんですか。

事務局 私どもはあれなんですが、特に優れているという、一般的にこのぐらいというのはないので、まさに先生方の御判断だと思うのですね。だから中のいろんな項目の中で、特にこの項目はよくやっているのではないかということであれば、差をつけていただくということは可能だと思います。

委員 いかがでしょうか、3をつけるということで、留保しましょうか。

それから、いろいろ御指摘のあった点について直ちに2を3にすることではなくても、何か最後のコメント欄のところで、何らか反映することは考えられると思うのです。そこでまた改めて御検討いただいてはどうかと思います。

それでは、12ページの一番最後の だけとりあえず留保で、その他は原案ということでよろしいでしょうか。

それでは、13ページからお願いします。

事務局 それでは、13ページに移らせていただきます。介護料支給等支援業務でございますが、 としまして、被害者の状況に応じた介護料の支給及び一般病院への短期入院費用に係る助成を行うことにより、効果的な被害者救済を図る。評定は2。理由としましては、3,570人に対し後遺障害の程度・介護の状況に応じた 介護料の支給及び278人に対し一般病院への短期入院費用に係る助成を行うことにより、効果的な被害者救済を行っており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。 ですが、介護相談窓口を全主管支所に設置し、介護福祉士等により積極的な相談支援を行うとともに、窓口寄せられた相談内容から被害者のニーズの高い情報について、療護センターと連携を図りつつ、「介護だより」を通じて提供する。これらの措置を講じることにより、5段階評価の調査における重度後遺障害者の家族への相談支援に関する評価度(平成15年度)について、平成14年度に実施したプレ調査以上の評価を獲得する。評定は2、理由としましては、介護相談窓口を全主管支所に設置し、介護福祉士

等により積極的な相談支援を行うとともに、ニーズの高い情報を「介護だより」を通じて提供している。重度後遺障害者の家族への相談支援に関する評価度については、14年度と比較し0.15ポイント向上した3.67となっている。以上により、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。それから次をお願いしたいと思いますが、(4)交通遺児等に対する支援業務。交通遺児等に対して経済的な支援を目的とした無利子貸付を行うとともに、同制度の利用対象者の保護者や子供たちの交流の場である「友の会」を運営し、「友の会だより」の発行や書道コンテストを全支所において実施することにより、精神的支援を強化する。これらの措置を講じることにより、被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度(平成15年度)について、平成14年度に実施したプレ調査以上の評価を獲得する。評定は2。評定理由は、交通遺児等1,751人に対し無利子貸付を行うとともに、保護者や子供たちの交流の場である「友の会」を運営し、「友の会だより」の発行や「書道コンテスト」を実施することにより、精神的支援を強化している。被害者に対する精神的支援に関する評価度については、中期計画で達成することとした評価度をわずかに下回ったものの、14年度と比較し、0.17ポイント向上した3.95となっている。以上により、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。以上2ページの部分をお願いしたいと思います。

委員 13ページ、14ページ、いかがでしょうか。

特にございませんければ、この2ページは原案ということで確定いたしまして、次へ進みたいと思います。

事務局 それでは、15ページをお願いします。(5)の広報活動業務でございます。被害者保護を推進する観点から、介護料支給業務及び交通遺児等貸付業務の案内パンフレット及びポスターを全市町村ほか関係機関に配布し、受給資格者及び貸付対象者に対し周知徹底をはかる。また、療護センターの業務に関するパンフレットを脳神経外科を主体とした病院に配布し、患者・家族等への周知徹底を図るでございますが、評定が2。理由としましては、全市町村ほか関係機関に介護料支給業務及び交通遺児等貸付業務の案内パンフレット(3,625カ所)及びポスター(5,303箇所)を配布し、受給資格者及び貸付対象者に対しこれらの業務について周知徹底を図っている。療護センターの業務に関するパンフレットを脳神経外科を主体とした1,164病院に配布し、患者家族等への周知徹底を図っている。以上により、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。でございますが、各損保会社等に協力を依頼し、受給資格者に対し周知徹底を図る。評定は2。評定理由は、各損保会社等を通じて受給資格となり得る重度後遺障害者及びその家族に対し周知徹底を図っており、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。(6)自動車損害賠償保障制度についての周知宣伝業務。交通安全フェア等の各種催しにおける展示物及び配布物の改善等により、国や社団法人日本損害保険協会等と協力しつつ、自動車損害賠償保障制度の周知宣伝活動を強化する。評定が2。理由としましては、本部において、東京モーターショー、交通安全フェア等のイベントに出展し、出展パネルを改善する等により、自動車損害賠償保障制度の周知宣伝活動を積極的に行っており、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。とし

まして、都道府県単位で実施されている交通安全等に関する催しに対して、支所単位で参加し、自動車損害賠償保障制度についての周知宣伝を行う。これについては評定が2。理由としましては、各支所において、交通安全等に関するイベントに46回参加し、自動車損害賠償保障制度についての周知宣伝活動を積極的に行っており、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。以上のところでお願いします。

委員 以上の1ページ分、4項目ですが、いかがでしょうか。

委員 (6)の、東京モーターショー、私も行きました。国土交通省関係全部見てきましたけれども、余りにも地味な展示で、申し訳ないけれども、本格的に投資しているとは思えない。来場者を意識してぜひ見てほしいという意欲を感じることができませんでした。私はたまたま事前に知っていたので、すごく努力をして見てきました。あれはやはりもしやるならば、中途半端をやめて、ほかの民間企業が頑張っているように、負けないようにやらないとちょっとおざなり過ぎるというのが私の意見です。

だからこれは2は2でいいのですけれども、特別の意見をつけていただきたい。展示方法に改善の余地大いにありというコメントをつけたい。

委員 そういう御意見は、一番右の意見の欄に記入するということですね。なかなかこういう制度の展示はもともと地味なものですから、難しいと思いますけれども、今のような御意見があったということは意見欄に書くということで、その他はよろしゅうございましょうか。

それでは、15ページはそのようなことで確定しまして、16ページをお願いします。

事務局 16ページの(7)情報提供業務でございますが、としまして、効果的かつ公正なアセスメント事業を実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすい情報を提供し、安全性能に係る指標(車種類型別の総合評価(の数)の直近2年間の平均値)(平成15年度)について、認可法人の最終年度(平成14年度)より1%以上の改善を図る。評定は2。理由としましては、安全性に係る指標(車種類型別の総合評価(の数)の直近2カ年の平均値)について、14年度より1.2%改善を図っており、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。としまして、パンフレットの配布について全国の市区町村役場等に協力要請を行い、配布箇所数(平成15年度)を認可法人の最終年度(平成14年度)以上とするとともに、利用者に対する調査を実施し、情報提供の内容の改善を図ることにより、ユーザーに対する5段階評価の調査における利用度・満足度に関する評価度(平成15年度)について、平成14年度に実施したプレ調査以上の評価を獲得する。評定が2。パンフレットの配布について全国の市区町村役場等に協力要請を行い、配布箇所を14年度以上としている。ユーザーに対する利用度・満足度に関する評価度については、14年度と比較し、0.23ポイント向上した3.81となっている。以上により、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。ですが、歩行者が自動車に衝突された場合の被害軽減を促進するため、歩行者頭部保護性能のアセスメントを実施する。また、側面衝突安全性能評価について、評価方法の改良を図るため、米国、欧州、豪州等の

文献調査及び国内の実事故データの統計分析を行う。これについてですが、評定は1。理由としましては、歩行者頭部保護性能のアセスメントを実施している。側面衝突安全性評価についての米国、欧州等の試験方法の文献による調査及び国内の実事故データの統計分析を行っているが、欧州アセスメント実施機関の試験については、試験方法のみを調査し、試験結果を踏まえた分析については16年度に行うこととした。以上により、中期目標の達成にむけて概ね着実な実施状況にあると認められる。次のページもお願いしたいと思いますが、総合評価採用以降に実施した試験対象車種の実事故データを調査・収集するとともに、当該車両の評価試験結果との相関関係を解析する。評定は2、理由としましては、実事故データと安全性能評価との相関関係を解析し、正面衝突については一定の相関関係が見られたが、側面衝突については相関関係が見られなかったことから、16年度以降、さらに実事故データを蓄積し、障害部位ごとに相関関係を解析することにより、試験法・評価法の改善に資するとしており、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。でございますが、海外のアセスメント関係機関との討論及び情報交換を積極的に行うとともに、自動車の安全性に係る国際会議へ参加する。評定は2、理由としましては、試験開発能力の向上を図るため、海外のアセスメント関係機関の実施する国際会議等に積極的に参加し、実施した試験・評価についての発表・意見交換を行っている。事故とアセスメント評価の相関分析手法及び歩行者保護アセスメントの試験方法等についての知見を得たとしている。以上により、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。ですが、業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表する。評定は2。理由としましては、タスクフォースによる外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表することとしており、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。以上2ページの部分をお願いします。

委員 以上16、17ページの項目、いかがでしょうか。

委員 質問ですが、17ページの ですか、相関があるという話、これはデータは公表されているのですね、アセスメント、一応この間、こういうのをいただいているのですけれども、ただグラフは出てないですね、これを見たら。どっかで公表されているわけですか。もし公表されているのだったら、評価は高くしてもいいかなと思います。

事務局 相関関係の解析の結果については現在のところ、まだ公表しておりませんが、これの業務実績報告書に載りますので、これはオープンになります。

委員 これを見る人は数は限られているのでしょうか。これは一般の人にはいかないわけですね。僕はこちらに載せるんだったら評価は高くしてもいいと思ったのだけれども、ではだめだ。こういうのはやはり一般の人に知らせることによって、自動車メーカーの開発意欲も刺激されるし、ユーザーもいい車を買う方向へ動きますね。

この意見欄に、公表範囲を一般大衆、これ、一般にたしか70万部刷るとおっしゃったけれども、この中にわかりやすいグラフを書いて入れてあげた方がいいと思うのです。そういう方向でぜひ活動を運営してほしいというようなことをちょっと希望を書いてほしいですね。

委員 ではそういうことでよろしいでしょうか。

その他の点、特にございませんでしょうか。

それでは、17ページまで、その点の意見欄を付すということで、その他は原案どおりということで次へいきたいと思います。

事務局 それでは、18ページと19ページをお願いしたいと思いますが、まず予算についてでございますが、別紙のとおりと書いてありますが、実績報告書の105ページに載っているものと御理解いただきたいと思います。評価は2でございます。理由としましては、中期計画に基づいた年度計画予算、収入計画及び資金計画を策定し、計画に沿って、サービスその他業務の質の向上を図りつつ、適正な予算の執行を行っており、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められるということでございます。4と5と6は評価対象としておりません。実績がないということでございます。それから19ページでございますが、7、その他主務省令で定める業務運営に関する事項ということで(1)施設及び設備に関する計画。内容は別紙のとおりでございますが、千葉療護センターの増床工事の件でございます。評価は2。評価理由としましては、千葉療護センター介護病床工事の工程の一部を16年度に繰り越しているが、開業の予定には影響がないことから、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められるということでございます。それから、(2)人事に関する計画。 、 、 で1つの項目であります。サービスその他業務の質の向上を図りつつ、業務全般における業務プロセスの見直しや集約化等を実施し、業務運営の効率化を図ることにより、計画的な削減を行い人員の抑制に努める。人材育成につきましては、指導講習業務における講師の育成や適性診断業務のカウンセリング技術の向上を図るため、研修制度を充実し、職員の資質を向上させる。 人員に関する指標としては、期初の職員数を維持するというところでございますが、全体として評価は2。理由としましては、業務全体の情報化・電子化を進め業務運営の効率化の実施を始めることにより、計画的に人員の抑制に努めるとともに、研修制度を充実させ、職員の資質を向上させるとともに、業務経費を削減していくこととしており、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。以上でございます。

委員 以上18ページ、19ページについていかがでしょうか。

よろしゅうございませうか。

それでは、この2ページは原案どおりということで、次へいくのですか。

事務局 1個留保のところがありましたので、そこを。

委員 その点を確定してから総合的な評価にいくのか、あるいは総合的な評価で考えるのかは、どうでしょうか。

事務局 それの中で最終的に結論を出していただいても構わないと思います。

委員 そうでしょうか。

それでは、御説明をお願いできますか。総合的な評価のところ。

事務局 最後のページをごらんいただきたいと思いますが、今の評価調書の最後のページでございますが、今まで項目ごとにやってきたのが業務運営の評価でございます。ここで点数がすべて出ますと、それを合計して、そこにあてはまる評価、概ね順調なのか、順調なのかというところに丸がつくということでございます。今までのところ、52項目ありまして、1つ留保があつて2か3かとい

うことでございますので、2の場合には92点ということで、3の場合には93点ということになりますので、その場合には、いずれの場合でも各項目が70%以上100%未満という中に入りますので、業務運営評価については、今までの結果からいって概ね順調のところ丸がつくということでございます。それから、自主改善努力評価についてでございますが、先ほど業務報告書の最後のところ、業務報告書の116ページから118ページまでのところに自主改善努力評価に関する事項ということで幾つかの項目が機構の方から説明がございましたが、この部分につきましては、案としましては、法人が説明を行った自主改善努力である業務運営を円滑に実施する上で必要な諸規程類の見直し等については、一般的な努力に留まるため、「相当程度の実践的努力が認められる」とはいえないということで、案としてはなっております。それから、業務全般に関する意見は、これまで出たものの中の全般に関わる部分をここにまとめて入れること、あとそれ以外に追加意見があれば、それを入れるというふうに理解しておりますが。

委員 この自主改善努力評価の評定のところの線が引っ張ってあるのは、評定しないという趣旨なんですか、それともマイナスの意味ですか。

事務局 記入要領のところに書いてございますが、相当程度の実践的努力が認められる場合にはその旨書いて、認められない場合にはバーを引くということでございますので、一応理由として認められるとはいえないという案になっておりますので、その場合にバーということになります。

委員 一番上の業務運営評価の計算の点については、1項目留保しておりますが、その点を別とすると、その点がどういう点にするのであれ、結論は概ね順調のところに入るということでございます。

それから、業務全般に関して今までに御指摘いただいた意見を反映することが可能ですし、それからさらに全般についての御意見もあろうかと思いますが、そのあたりいかがでしょうか。

そのあたりも踏まえて先ほど留保していただいた点を考えたいと思いますが。

こちらの委員の皆様方の全般的な御意見というのは、数値目標を立てて目標としている部分については比較的頑張っておられて、最初の半年ということもあって、部分的には作業の一部しか行われていないということで1点というのがついていてのが幾つかありますけれども、数値目標を立てられたような部分については比較的達成度は確実なものがあるのだろうけれども、やはりこの機構全般として社会的に重要な役割をこれからも果たしていくためには、いろいろもうちょっと創意工夫をしていただいて、活動の実質的な価値を高めていく。そのあたりの努力をもっとしていただきたいということかなという、全般的にはそういう印象をもちました。

ですから、まさに1つ目の自主改善努力評価というあたりのところで、もうちょっと創意工夫をよりしていただくということに記載するのかなと思いますが、いかがでしょうか。

委員 全く今、委員がおっしゃったとおりでいいと思います。僕も全く同感でして、もうちょっと補足的に申しますと、この機構は2つありますね、事故の前と事故の後、どちらかというとなら事故の前の方が弱い、事故の後の方はクオリティーいいかなと思いましたが。この委員の私たちが評価するときに、私は1つか

2つ、3点と言ったのは、ちゃんと認めるところは認めてるとお伝えすれば、理事長以下皆さん、やる気が出てくるかな。全部だめと叫びたら、2点というのはほどほどでしょう。1つでもきらっと輝くものがあるということをおぼろげに認めたとすれば、彼らも今後、運営しやすいかなと思ったからです。

私がいろいろ聞いているところによりますと、特に千葉の療護センター、とても質のいい施設で、結構模範的なモデル的な質を持っていらっしゃるということをおぼろげに伺っていたし、今日も、脱却者が、ただ、委員はずっと前からの実績があって、ちょっと出ただけではないかとおっしゃった。

委員 短い間だけですから。

委員 だからそこまで言われると専門的に私は反論できないので、御意見に従いたいと思いますが、いずれにしても質のいいことをしている部分はあるなと思ったので、そこはいいところは伸ばしてもらったらいいいと思ったので、つまり事前と事後という意味では、事後の方がこの機構の仕事の質はいいのかなと思ったら、そういうふうに3点と言いました。

委員 目的と結果の関係が割と達成しやすい仕事だろうと思うのです。それに対して事故防止というのはなかなか難しいところもある仕事で、そこら辺の評価はなかなか難しい。

委員 僕の個人的な意見ですから。

委員 委員と委員も何か。

委員 ですから、私もこれは今、かなり問題になっているところですね。自賠責の方の関係、死亡事故は少なくなつて、重度の後遺症を負っている人が多いので、ここは売りというか、ポイントになるところですね、この療護センター。だからここは力を入れてほしいなと私は思っているのです。この委託は、こちらが持っている先端医療をむしろ売りにしているということですね。結果的にちょっとこの収益のところはわからなかったのが点数がどうなのかな。これを受託することによってある程度収入の方があるということなんだろうと思うので、もしそうだとすればプラス評価してあげていいのではないかと思うのですが。

事務局 その部分は、収入が当然受託すれば入ってきますので、そこは委託先の収入となって、その差額について委託料を払うということになっておりますので、そこで収入が上がれば、要は経費節減につながるという仕組みになっております。

委員 その点は1点上げて、先ほどの検査委託の件は3点ということにしましょうか。よろしいでしょうか。

それから、業務全般に関する意見につきましては、事務局と私の方で今日の議論を踏まえてまとめたいと思いますが、さらに何か御指摘がございましたらどうぞ。

委員 委員がおっしゃったこと、私は賛成するので、どっかにちょっとつけ加えてほしいと思います。

委員 先生方、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、大体以上のようなことで評価調書の実質的な内容を承認いただいたということをごさいますて、最終的に確認いたしますと、各科目の合計点数等についてもう1回念のため。

事務局 合計点数は、当初、試案の2のところは1カ所3になってございますので、104でしたので、マイナスが7ということで、104分の97です。

委員 点数についてはそういうことで、ランクとしては概ね順調ということにします。

それから、自主改善努力については、認められないの方、評定理由は記載のとおり。

それから、業務全般に関する意見については、本日の意見を踏まえて私の方に御一任いただき、評価調書として最終的にこれを提出するというところでよろしゅうございませうか。ありがとうございます。

それでは、これで本日の作業を終えたこととなりますが、事務局の方から一言お願いします。

事務局 長時間の御審議ありがとうございました。本日の分科会の内容等につきましては、冒頭、申し上げましたとおり、議事の公開についての方針に基づきまして、議事要旨及び議事録を作成の上公表することとさせていただきたいと思っております。

議事録の公開にあたりましては、事前にその内容を各先生方に御確認していただくため、案を送付させていただきますので、お忙しいところを恐縮でございますが、内容の確認をお願いしたいと思っております。それでは、本日は貴重な御意見をありがとうございました。以上をもちまして第3回独立行政法人評価委員会自動車事故対策機構分科会を終了させていただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。